

## 第一百一十回国会 社会労働委員会議録 第九号

平成三年四月十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

浜田卓二郎君

理事 粟屋 敏信君

理事 加藤 卓二君

理事 丹羽 雄哉君

理事 丹羽 雄哉君

理事 石破 茂君

理事 石破 茂君

理事 池端 清一君

理事 池端 清一君

理事 遠藤 和良君

理事 遠藤 和良君

岩村卯 一郎君

岩村卯 一郎君

岡田 克也君

岡田 克也君

古賀 誠君

古賀 誠君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

野田 穀君

野田 穀君

畑 哲彦君

畑 哲彦君

三原 朝彦君

三原 朝彦君

岩田 順介君

岩田 順介君

沖田 正人君

沖田 正人君

小松 定男君

小松 定男君

外口 玉子君

外口 玉子君

大野 由利子君

大野 由利子君

児玉 健次君

児玉 健次君

柳田 稔君

柳田 稔君

出席政府大臣

厚生大臣官房審議官

出席委員  
委員長 浜田卓二郎君  
理事 粟屋 敏信君  
理事 加藤 卓二君  
理事 野呂 昭彦君  
理事 永井 孝信君  
理事 岩村卯 一郎君  
理事 岡田 克也君  
古賀 誠君  
鈴木 俊一君  
野田 穀君  
畑 哲彦君  
三原 朝彦君  
網岡 雄君  
岩田 順介君  
沖田 正人君  
小松 定男君  
外口 玉子君  
大野 由利子君  
児玉 健次君  
柳田 稔君

出席政府大臣  
厚生大臣 下条進一郎君

出席國務大臣  
厚生大臣 岸本 正裕君

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十九号)  
救急救命士法案(内閣提出第七三号)(参議院送付)

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)  
出第二八号)

委員外の出席者

外務省欧亜局ソ  
ウイエト連邦課

東郷

和彦君

大蔵省玉計局主

渡辺

裕泰君

消防庁救急救助

飯田志農夫君

計官

立君

社会労働委員会

高峯

調査室長

一世君

同日

辰男君

野呂田芳成君

住君

片岡 武司君

博司君

塙谷 立君

塙谷 立君

岩屋 穀君

岩屋 穀君

坂井 隆憲君

坂井 隆憲君

柳田 稔君

柳田 稔君

石田 祝稔君

石田 祝稔君

塙谷 立君

塙谷 立君

草川 昭三君

草川 昭三君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

柳田 稔君

柳田 稔君

岩屋 穀君

岩屋 穀君

坂井 隆憲君

坂井 隆憲君

柳田 稔君

柳田 稔君

石田 祝稔君

石田 祝稔君

塙谷 立君

塙谷 立君

草川 昭三君

草川 昭三君

菅原喜重郎君

○浜田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び内閣提出、參議院送付、救急救命士法案の両案を議題といたします。

これより、両案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○網岡委員 提案のありました戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の審議に関連いたしまして若干質問をいたしたいと思います。

本案の改正の内容につきましては、まだまだ改正の額が不十分だという気がいたしますけれども、私ども社会党といたしましては、この法案を一応現時点では妥当なものとして賛成するということでありますので、この法案の審議に当たつて若干問題になつております以下数点にわたりまして質問させていただきたいと思います。

近くソ連のゴルバチフ大統領が訪日されるということです。この法案の審議に当たつて若干問題になつておりますので、この法案を一応現時点では妥当なものとして賛成するといつておられる方には、その訪日に当たりまして、シベリア抑留者の家族にとりましては懸案の事項ともなつてゐると言われているわけでございますが、死亡者名簿を持持する、こういふうに報道されているのでございまますが、この死亡者名簿を訪日されるゴルバチフ大統領が持参されるのかどうか、この問題について、今政府側で承知をされている事情について御答弁をいただきたいと思います。

○東郷説明員 政府といたしましては、シベリア抑留に関する死亡者名簿の引き渡し、埋葬地の調査、墓参拝拡大、こういう問題につきましては、人道的見地からぜひとも解決されねばならないと考へに立ちまして、これまで累次の日ソ間の大統領レベル、事務次官レベルの協議において一貫してソ連側に提起してきたところでございます。

ソ連政府の方でも、このような私どもの働きかけに応じまして、特に昨年来、具体的には昨年の八月に、日本側からこの問題を解決するために、解決の方向をなすために政府間で協定をつくろうではないかという提案をいたしたことに対しまして前向きな対応が寄せられております。

ゴルバチフ大統領の来日際には、シベリア抑留にかかわります死亡者名簿、埋葬地資料の引き渡し、遺骨の返還等の処理の枠組みを定めるところの日ソ間の協定をつくりたいということで銳意作業してまいりまして、ほぼその態勢が整つてきましたところでございます。この協定の締結とあわせましてソ連側の方からは、シベリア抑留者名簿を作成して日本側の方に渡したいという意向が、正式な政府間の通報ということではございませんけれども、非公式な形で寄せられておりまして、ゴルバチフ大統領来日際には、いざれかの時点でこの名簿の引き渡しもあり得ると私ども心得てゐるところでございます。

○網岡委員 それでは二つ、この際確認をする意味で御質問申し上げます。

一つは、ゴルバチフ大統領が訪日されるときに同時に名簿が提出されるのか、それ以外とすれば一体どういう経過をたどると予想されるのか、その辺。

それから二つ目は、民間団体であります全国抑留者補償協議会、会長斎藤六郎氏の団体があるわけでございますが、この団体に対しても、ソ連政府側は死亡者名簿の提出を民間団体の協議といいますか話し合いの中で約束されたやに新聞でも報道されているわけでござります。それで、その当面の窓口といいますか責任者とも言われるキリチエンコ氏が次のように言明されていると報道されているわけです。名簿は今モスクワで作成中で

ある、どんな圧力があつても日本の政府のほかに全抑協にも出す、今までこの問題で努力してきた全抑協の功績は無視できない、こういうふうに申されおりまして、名簿の提出の場所は、一つは今申された協定に基づいて政府、もう一つは今までこの問題処理について積極的な努力があつた民間団体の全抑協にも出す、こういうふうに向こう側の責任者が言つておるわけでございまして、このことに対する対応として、聞くところによりますと、民間団体の交渉は外して政府間でやつていただきたいというようなことをソ連側にも言われていたりやにうわざをされていけるわけでございまが、もし、名簿を提出するという主体的な側に立つてソ連が二つの方向、二つの側に出す、今言いましたようなところに出てこなことをしめた場合には、日本の政府としてはソ連に対してもそれを妨害するといいますか、民間団体への提出をとめるような行動をとることはないかどうか、この際確認をいたします。

○東郷説明員 まず第一の御質問でございますけれども、ただいま申し上げましたようにゴルバチヨフ大統領の来日の際に名簿を提出したいという意向を非公式に聞いております。したがつて、先ほど申し上げましたように、そのようになることを期待しております。

それから、第一の御質問でございますけれども、冒頭に申し上げましたように、私どもはこの問題は日本政府として責任を持って対処しなければいけない問題だとずっと考えてまいりまして、ソ連側に対しても日本政府としてこの名簿及びシベリアにおける死亡者に関連する諸問題について責任を持つて対処できるような処理をしてほしいということを累次申し入れてまいりたわけですが、いまして、今回ソ連側の方からも、ソ連政府として責任を持つて日本政府に対して対応するという回答が寄せられているわけでございます。したがつて、そのような政府間ににおける責任ある処理として問題が解決されるということを期待しておるわけでございます。ソ連側内部においてソ連政

府及び民間との関係で、ソ連の民間との関係でどのように処理されるかについては、私ども情報を得ております。

○網岡委員 くどいようですが、ソ連側から日本の全抑協という民間団体に対して死亡者名簿が提出をされることになると仮定した場合に、政府

側としてはそれに対して干渉されないかどうか、出をされるかしないか、その辺を明確にもう一度。

○東郷説明員 この問題は、長い経緯を踏まえまして政府としてソ連政府との間で責任を持つた処理をいたしたいということを念じてやつてまいりまして、今まさに最後の段階に来ているところでございます。

一義的には、政府間で解決されるようにソ連側

とやつていただきたいというふうに考えておりま

で、それ以上、万一それと違った場合にどういうことになるかということについては、その段階で

考えさせていただきたいと思います。

○網岡委員 基本的には政府間の行政行為とい

ますが、それは当然あっていいわけですが、一番

肝心なことは、これは民間団体相互の行為でござ

りますから、したがつて、それを日本政府がど

うかく言う代物ではないと思うのでございます

が、その基本的な、何といいますか一つの考え方

についてお答えください。

○網岡委員 次へ進みます。

それでは第二の問題に移りますが、最近の報道

によりますと、死亡者の名簿の中に従来厚生省が

公表されておみえになりました五万五千人を若干

上回る、ソ連側からの話によりますと六万四千人

とも言われておるわけでございますが、その真偽

はゴルバチヨフさんが持つておみえになつたとき

にはつきりするわけでございますが、こういう一つの違いがあるわけでござりますけれども、その点について厚生省はどのような受けとめ方をされておりますか。

○網岡委員 これは名簿が出てくれば照合する過程の中で明らかになるわけでございますが、ぜひひとつ補償の措置については前向きにされるよう

です。

○岸本政府委員 お答え申し上げます。

報道されております六万四千人の根拠につきま

しては、厚生省といたしましては承知をしていないわけでございます。厚生省が把握しております

数字、今先生からおつしやいましたように五万五

千人ということをございますが、これは抑留をさ

れて帰つてこれらの方々からいろいろと厚生省が

お伺いをして情報を集めて、また一方、留守家族

からのいろいろな調査依頼等の届け出もあつたわ

けでございまして、そういうものをもとにいたし

まして推計をした数字であるわけでござります。

食い違いにつきましては今のところ何とも申し上

げられませんけれども、もし名簿を受け取るよう

なことになれば照合をして究明してみたいと思つております。

○網岡委員 それで次に移りますが、シベリアに

抑留されていた民間人については今後死者名簿などが出でまいつた場合に補償の措置が一体どう

とられるか。これは民間人でありましても例えば

軍属だった場合は法律上やられていますが、軍隊

に頼まれてそして手伝いをしていた、それが何ら

かの形で一緒に抑留をされていつたという経緯なども実際にはあると思うのでござります。しかし、日本の側から見ればそれは軍人軍属ではなく

て一般的の民間人という場合もあるわけでございますが、しかし、御案内の極寒の中でああいう苦しい抑留をされたわけでござりますけれども、そういう人たちに対して補償の措置というものは一体どういうことをされようとするか、政府の考え方

を聞かせてください。

○網岡委員 まず名簿を受け取りまして行わ

なければいけないのは翻訳作業でございまして、

翻訳を行いました上で当方で保管をいたしており

ます資料と照合いたしまして死亡者本人を特定を

定ができたケースにつきましては、都道府県を通じましてその記録内容を漏れなく御遺族にお伝え

をするというふうに考えております。

なお、モンゴルの死亡者名簿につきましては、

既に今翻訳を終了した段階でござります。

○網岡委員 次の質問ですが、特にシベリア抑留

者の問題でござりますけれども、提出をされて、

さつき言われたように翻訳をし特定をするという

作業が出てまいりました場合には、従来の先ほど御

答弁をいたしました五万五千人と言われる方々以外

に新たに死亡者名簿として出てきたというような

事態が出来ました場合には、この人たちに対するあ



る答弁を申し上げられる立場にないということしか申し上げられないわけでございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

○網岡委員 これは後でまた別の機会を設けてや  
りたいと思いますが、少なくとも介入はしないと  
いうことを御答弁なさったんですね。なさつており  
ましたね。そのことだけはしかと答弁として受け  
とめておりますから、今後そういう事実がないよ  
うに私は監視をしてまいりますから、厚生省とし  
てもきちつと守つていただきたいということを要  
望しておきます。

まして一点だけ質問をいたします。  
空襲によって傷ついたり死亡したりしている日本の人間の人たちがたくさんあるわけでございませんね。今団体では、そういうことを援護していく団体として全国戦災傷害者連絡会という、杉山千佐子さんが会長で二十年近くずっと運動を続けているわけでございます。今までの政府側の答弁などを聞いてきますと、一つは戦場でない、二つ目には国との雇用関係がなかったたということで、国としては何ら補償するということは考えていいない、こういうことで終始をしてているわけでござりますが、国際的に私どもが調べてまいりますと、例えば西ドイツは、軍事上の任務に従事した者はもちろん、準軍事上の任務に従事した者、これは軍属というような種類のものだと思いますが、三番目では、直接の戦争影響による傷害を受けた者、これは具体的に言えば空襲とかいったものによって傷ついた人、死亡した人ということになると思うのでござりますが、そういうところまで一般の民間戦災者に援護の範囲を広げていただけるでございます。  
しかも西ドイツの場合には、傷害の度合い、内容、そのことで補償を決めていく、軍人であるとか民間人であるというようなことの差別がない、傷害の程度によって補償していく、援護をしていく、こういうことになつてゐるわけでござりますが、こういう形で西ドイツもやられている。それ

○下条国務大臣 戰争の災害を受けられた方、これはもう場所いかんを問わずまことお気の毒だと思います。さきの大戦は我が国にとつて未曾有の事態であつて、すべての国民が、程度の差こそあれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであります、このような戦争損害につきまして政府が責任を持つてそのすべてを補償することは到底不可能なことでございまして、基本的には国民一人一人がそれぞれの立場で受けとめていただきなければならない、このような考え方でございます。厚生省といいたしましては、戦傷病者戦没者遺族に対する援護、遺骨収集等の戦没者の慰靈事業、あるいは中国残留孤児等を初めとする引揚者の援護を担当しております、御指摘の一般戦災者に対しても、今後とも社会保障の充実強化をしてまいりたい、このように考えております。

○網岡委員 もう時間がたつてますので簡潔にしておきますが、今の御答弁は今までずっと続いている答弁なんですね。ですから、これは大臣、

だけじゃなしに、フランスもイギリスもやつていい。こういう状況でございますが、ぜひひとつ、これは從来のそういう考え方ではなくて、諸外国でも現にやっているわけでございますから、第二次世界大戦が開戦をいたしましてことしはちょうど五十周年と言われておるわけでございますが、半世紀たった今日、戦争を再び起さない、こういう誓いを立てる意味におきましても、從来の軍人軍属というもののだけではなくて、一般の民間傷害者に対してもドイツやイギリスやフランスと同じように国がそういう援護の手を差し伸べる法律をつくって援護する、こういうような考え方を政府としてはお持ちにならないのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思いますし、最後に、厚生大臣として、この問題について今まで何の援護もなしにずっと放置されている民間の戦争の被害者、こういう人たちに対する救済というものについて、厚生大臣としての考え方をお聞かせいた

一般社会保障の範囲内で、どう一ことは、戦争をやつてきた國の責任としては余りにもな過ぎますよ。世界でどこともやつてないなら問題は別ですが、現にドイツやイギリスやフランスはもうやつているわけでござりますから、これは戦争放棄をうたつた日本の憲法からいいまして、外国でやつっているものを一つの模範としながら、諸外国の例をとりながら、将来日本として、戦争放棄をした國としてふさわしい法律をぜひひとつ制定をしてもらえるように私は要望いたしまして、本質問を終わります。

るわけです。そこでは、その人々の善意と熱意とは裏腹に、せっかく技術が生かされにくい場面ばかり多く起るでしょうし、そうした中で人の命を奪うというせつぱ詰まつた役割を担わされていくことに対する大変に危惧の念を抱かざるを得ません。また、翻つてそのような状況下で働く人たちのサービスを受ける側の立場からいたしまして、この法案によって救急救命士の献身的な働きが生かされるような仕組みが充実されなければ心して託すことができないはずでござります。

以上、多少長目に立場性を話させていただきましたが、それは、このような皆様方の命にかかわるような大事な法案の討議時間が余りにも少な過ぎると感じていることもありまして、あらかじめ本法案を検討する基本的な視点を明らかにしておくことで、大変に限られた時間の中での質問を有効にさせていただきたいと願つたからにはかなりません。よろしくお願いいたします。

らん限りの知恵を振り絞つて対処しようとする医療現場の重みというものを強く感じさせられるものでございます。したがつて、本法案につきましても、この医療の現場性を重んじる立場から幾つかの問題点を明らかにし、質問させていただきたいと思います。

命を救わなければならぬといふその瞬間に居合わせ、一刻を争う時間との闘いの中で判断し、具体的な行為を選び取っていく医療者の資質とその責任についてまず考えざるを得ません。病院であれば医師、看護婦を中心とするチームが総力を挙げてかかわり、一定の技術水準が保障される中で手を尽くして救命に当たることができます。そしてお互いに持てる観察力、判断力を出し合いかながらそれぞれの権限の發揮と責任のとり方を訓練し、経験を積み重ねやすいシステムが病院ではつくられております。しかし、本法案の救命救急医士は、病院とは異なつた場において予想外の事態の中へ、時には想像を絶するような事故現場に文字どおり飛び込んでいかざるを得ない状況に置かれ

まず第一に確認したい点をいたしまして、本法案が意図する救急救命処置とはどの範囲をもつて言うのかについてお伺いいたします。つまり、本法案で言う救急救命処置の具体的な内容と実施範囲について明らかにしていただきたいと思います。

○長谷川(慈政府委員) お答えいたします。

救急救命処置につきましては、重度の傷病者に対する対応として医療機関に搬送されるまでの間に行われる処置でございまして、重度の傷病者の症状の著しい悪化を防止し、または生命の危険を回避させるために緊急に必要なものとして行われるものでございます。具体的には、心肺機能停止状態にある患者さんに対しまして医師の指示のもとにラリンガアル・マスク等によります気道の確保、除細動、静脈路の確保のための輸液といった処置を行ふものでございます。これ以外に、通常救急隊員の行なっておりますいろいろな処置、手当て等につきましては当然行なわれることになるわけでござります。

○外口委員 ただいまは行う技術についての限定

を説明されたと思いますが、このような処置を行なう対象はどのような状態にある人を想定していくつしやるでしょうか。救急救命士の機能が発動される状況のイメージを少し明らかにしていただきたいたいと思います。

○長谷川(慧)政府委員 ただいま申し上げましたように、気道の確保、除細動、輸液といったような高度の処置につきましては心肺機能の停止状態の患者さんが対象になると考えております。こういういわゆる心肺機能停止状態の患者さんは、頭部の外傷だとか脳卒中、心臓疾患等が原因でこのような心肺機能の停止状態になるというべつに思うわけでございますので、そういう状態の患者さんに對して、人に応じ医師の指示のもとにいわゆる三点セットを行うという考え方をいたしております。

救急救命処置が実施された場合、その結果に対する責任の所在は大変に重大な問題と考えますので、その責任の所在について明らかにしていただきたいと思います。

まず、救急救命処置の実施者の責任はどのようになつていいのでしょうか。お願ひいたします。  
○長谷川(慧)政府委員 申し上げましたように、  
救急救命士は医師の指示のもとで救急救命処置を行ふことといたぐらにされております。でござ  
いますから、先生お尋ねございましたように、救  
急救命士は必ず医師との連絡をとりまして医師の  
指示を受け、その医師の指示を受ける場合には  
当然患者さんの状態等につきまして的確に医師に  
連絡し、医師がその連絡を受けて指示をした上で  
行うという形になるかと思います。

一般的には、仮に事故が起きた場合の責任主体の問題でございますけれども、それは患者さんの傷病の程度なり、医師の指示の内容、あるいは救命士の行つておる処置の内容、事故の状況等によつてさまざま異なつてくるというふうに思つてございます。しかし、医師が患者の状況を踏まえまして救急救命士に対し行つた指示の

内容に明らかな過失がある場合には医師の責任が問われる、それから救急救命士が医師の指示に反して処置を行いまして医療事故を起こした場合等、明らかに救急救命士に過失があると認められる場合におきましては救急救命士の責任が問われるというぐあいに考えるわけでございまして、基本的に医師の責任、ケースによって救急救命士の責任というぐあいに個々の状況に応じて、画然と分けるわけにはいきませんけれども、それぞれのケース、ケースによりまして、状況によりましてそれぞれの責任があるというぐあいに考えていてそれぞれの責任があるところでございます。

○外口委員 大変重要な点をお聞かせいたしましたが、特に私が懸念を強めておりますことは、一刻一秒を争う現場での観察が誤ったり、あるいは報告が十分でなかつたり、指示による行為が誤つて不幸にして医療過誤が生ずる場合のことを大変に危惧するものでございます。

ただいま御説明の中の二点、一点が医師の指示のもとにどういうことで医師の責任、これは次に質問させていただきますが、もう一点述べられました救急救命士による処置の責任が当然問われることですが、現場で働く人への負担が極めて強くなつていくような方向ということは大変な問題ではないかと思います。したがつて、医師の指示のもとにという現場に居合わせない、現場より離れたところにいる医師の指示といふものの実効性について明らかにしていただきたいというふうに思います。一分一秒を争う救急場面において救命救急隊員が困らないような、戸惑わないような指示を得るということはどのように可能なのでしょうか。また、そのため的確な指示システムをどのように確立していくお考えなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○長谷川(慧)政府委員 救急救命士が医師と同乗している場合でございますれば、その医師からその現場に応じまして必要な指示を受けることになりますが、そこでござりますが、医師が現場にいない場合におきましては的確な指示を出せる体制を整備し

ておくことは非常に大切であるというぐあいに考えております。このために、まず救急救命士が救急現場におきまして患者の状態を的確に把握いたしまして、これを医師に伝達し、それから、医師から指示を受けた指示内容を十分に理解できるよう救急救命士の養成課程におきまして十分な教育訓練あるいは実施を行うことが必要であるというぐあいに考えております。

それからまた、指示を行う医師につきましても、各種の研修等を通じまして、救急救命士から情報をお聞きした上で的確な判断が行える救急専門医の養成確保に努めてまいりたいというぐあいに考えております。

さらに、消防庁とも協力しながら、救命救急センター等の医療機関の医師が専用自動車電話等の通信機器を利用いたしまして必要な指示を行うシステムの整備が必要であるというぐあいに考えております。

このようなことから、平成三年度予算におきましては、医師の判断を直接救急現場に届けるためのホットラインシステムの充実等を図るための事業を実施いたしますとともに、救急現場における医療情報をより正確に医師に伝送するための方策を検討するために心電図情報の伝送のための救急医療情報伝送システムのモデル事業、それから救急・災害医療総合科学研究の推進等を行うことといたしているところでございます。これらの措置によりまして救急救命士に対して的確な指示が行えるというぐあいにしてまいりたいと考えております。

○外口委員 沢山の処置という場合は小刻みな観察による確かめ、そして知識に裏づけられた判断力、さらに高度の技術に支えられた処置といった一連の行為によって初めて可能になるわけですが、全く見ないで、手を触れない人の指示によってそれが可能なのでしょうか。その点についてお伺いします。

○長谷川(憲)政府委員 心肺機能停止状態の患者さんというケースにつきましては、救命救急セン

ターにおきましていろいろなケースをごらんになつていらっしゃるわけでござりますから、そういう患者さんはどういうような状況にある患者さんであるが、その場合にどういうような情報伝達が救急救命士から伝えられるようになるのかということをきちっと整理いたしまして、そちら辺を救急救命士にきちっと教え、そういう情報を救命救急センターのお医者さんが受け取りまして、それによつてこの処置、この処置というような指示を行つてきることになるわけでございますので、そういう面でそういう症例といいますか、患者さんをいろいろ見ていらっしゃる救命救急センターのお医者さんの指示をいただきながら救急救命士に教育をし、それを救命救急センターの方に伝えてもううと、そういう仕組みをやることによりまして、先生のこのような御指摘の御心配はないものというぐあいに考えておるところでございます。

○外口委員 私、大変心配なのでちょっと今の答弁には納得できないのですが、その救急専門医はどこでどのように指示を出すことになるのでしょうか。どのような配置を考えておいでなのでしょうか。

○長谷川(慧)政府委員 お医者さんの例で、どこにあるかというお尋ねでございますが、さしあたりといいますか当面は、いわゆる救命救急センターとホットラインでつなぎまして、そこににおける先生の指示を受けてやるという形になろうかと思います。ただ、地域におきましては、いわゆる消防本部にいらっしゃる先生がおられれば、そのさんがお出た場合におきます伝達の受けとめ場所をきちっと整備いたしておきまして、そちらの方に連絡をとつていただいて、かなり熟練された、救急救命になれた先生からの指示を受けるという形のものにしてまいりたいというぐあいに考えております。

いたしましたのはこの点でございまして、一刻一秒を争うときには救急救命士が医師に連絡をとった場合、いなかつた場合とかあるいはどちらかの責任というのとは一体どこにあるのかというようなことも含めまして、また、そのような救急専門医の数というものがかなり今おっしゃっています。

○長谷川(慧)政府委員 救急救命を担当する医者さんの教育訓練の問題でございますが、そういう救急医学講座といいますものを大学等におきまして設けていただいて養成訓練をしていただきたいということにつきましては、かねてから文部省に要請いたしておりますし、また、あわせまして厚生省におきましても救急医療施設に勤めております先生方に対しまして、救急医療に対する一般研修あるいはそれぞの専門分野におきます専門研修、それから平成三年度予算からは実務研修というような形でいろいろな形でその救急医療に直接タッチする先生方につきましての教育、養成をやつてしまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

○外口委員 ただいま養成に御努力なさるという御答弁でしたが、今その確保できるまでの間はどうのに対処されるおつもりなのでございましょうか。

○長谷川(慧)政府委員 現実の問題として、平成三年度予算案におきましては、救急現場医療確保事業というのを実施してまいりたいというように考えております。それは、全国の救命救急センターにおきまして、いわゆるドクターカー方式といいますのを実質的にもとと推進してまいりたいというぐあいに考えております。そういうことで、救急医療に携わる先生方につきましても実際的にいろいろな形で体験をし勉強していくだこうというようなことを考えておりますので、将来この法案が認められまして救急救命士が誕生いたし

ますれば、そういう形での利用といいますか活用が図られるものというぐあいに期待いたしております。

○外口委員 時間がないのでその先に進ませていただきますが、この救急救命処置は、本法案の四十三条で診療補助と規定されておりますね。そう

すると、これは当然に健康保険の適用となるのでしょうか、そのことについて。

○長谷川(慧)政府委員 法案が認められましてこの教急救命士の養成が行われますと、当面といいますか、主として消防庁においてそういう救急救命士を養成され、その方が活用されることになりますかと思います。そうなりますと、いわゆる消防庁が行います救急業務の中において行われるのがまず先に実際に世の中に動き出すだろうというぐあいに思うわけでございます。それ以外に医療機関におきまして救急救命士の方を雇われまして、医療機関の中におきまして医師の指示のもとに救急救命士が動き出すというような形になりました場合におきましては、その場合におきます診療報酬の問題につきましては、当然その診療報酬の中において具体的な事態を考えながら検討してまいりたいと思います。

○外口委員 それで、そのことについてお尋ねいたしますが、この教急救命士法案が通りました後もいろいろな機会を通じまして研さんによる検討してまいります。

○長谷川(慧)政府委員 法案が認められましてこの教急救命活動の地方公共団体における

責任についてぜひお伺いしたいと思います。つまり行政責任、公的な責任ですが、救急救命士の養成、配置等教急救命士がうまく機能していくシステムあるいはそのための財政保障も含めてどのように計画をお持ちなのかについてお伺いします。

○飯田説明員 この教急救命士法案が通りました場合、消防で行っています救急業務、現在救急隊員がその業務についているわけでございますが、救急隊員のうちの、三人編成で隊を組んでおるわけございますが、少なくとも三人のうち一人以上はこの救命士の資格を取りまして、救命率の向上に必要な高度な応急処置ができるような体制をつくりたいと考えております。そのためには法律にもありますような教育訓練をしなければなりません。そういうことで、現在都道府県が共同して教育訓練の機関をつくる準備が進められております。また、幾つかの県なり政令市で独自に教育訓練を行なうことを行なっています。そういうことで、なるべく早期に救急救命士の資格を取得して、救急現場、搬送途上における応急処置の充実を図っていくべく、緊急の課題だと思つておられます。そういう姿勢で臨んでいるところでございます。

○外口委員 そうしますと、本法案における救急救命士による処置の質の確保について、ただいま行政については御説明ありましたが、その実質的な質の確保を保証し続けるということについて

○外口委員 そうしますと、本法案における救急救命士による処置の質の確保について、ただいま行政については御説明ありましたが、その実質的な質の確保を保証し続けることについて

○外口委員 ただ、保険医療機関に所属する医師の指示によ

りまして救急業務が行われた場合の医師の指示に

かかるものについてははどうなのかという点につ

きましては、具体的な行為の内容なりあるいは

いかが、現実に実効あるような質の確保というの

ができるのでしょうか。

○飯田説明員 救急隊員が救命士の資格を取りま

して救急業務を行うわけでございますが、しつか

りした救急救命士としての活動ができますよう

に、教育訓練体制もしっかりとしたものをつけられ

ます。今後、救急救命士の所属する機関の協力を得

りたいというぐあいに考えております。

○外口委員 自治省に伺います。ただいまの件で

ながら、その方法についていろいろ検討してま

ります。今後、救急救命士の所屬する機関の協力を得

りたいというぐあいに思つております。

○外口委員 本法案の救急救命活動の地方公共団体における

責任についてぜひお伺いしたいと思います。つま

り行政責任、公的な責任ですが、救急救命士の養

成、配置等教急救命士がうまく機能していくシス

テムあるいはそのための財政保障も含めてどのよ

うな計画をお持ちなのかについてお伺いします。

○外口委員 ながら、その方法についてはいろいろ検討してます。今後、救急救命士の所屬する機関の協力を得るためには、資格を取得いたしました救急救命士が、医療技術水準の向上に対応いたしましてより適正な救急救命処置を提供していくためには、資格の取得であるというぐあいに思つております。

○外口委員 では、ぜひ検討していただきたいと思

います。それに関連しまして次の質問をさせ

ていただきます。

○外口委員 本法案の救急救命活動の地方公共団体における

責任についてぜひお伺いしたいと思います。つま

り行政責任、公的な責任ですが、救急救命士の養

成、配置等教急救命士がうまく機能していくシス

テムあるいはそのための財政保障も含めてどのよ

うな計画をお持ちなのかについてお伺いします。

○飯田説明員 この教急救命士法案が通りました

場合、消防で行なっています救急業務、現在救急

隊員がその業務についているわけでございますが、救急隊員のうちの、三人編成で隊を組んでお

るわけございますが、少なくとも三人のうち一

人以上はこの救命士の資格を取りまして、救命率

の向上に必要な高度な応急処置ができるような体

制をつくりたいと考えております。そのためには

法律にもありますような教育訓練をしなければな

りません。そういうことで、現在都道府県が共同

して教育訓練の機関をつくる準備が進められてお

ります。また、幾つかの県なり政令市で独自に教

育訓練を行なうことを検討しておられます。そ

うことで、なるべく早期に救急救命士の資格を取

得して、救急現場、搬送途上における応急処置の

充実を図っていくべく、緊急の課題だと思つてお

りますので、そういう姿勢で臨んでいるところでござります。

○外口委員 そうしますと、本法案における救急

救命士による処置の質の確保について、ただいま

行政については御説明ありましたが、その実質的

な質の確保を保証し続けることについて

○外口委員 は、どのような体制あるいは計画をお持ちでございましょうか。

[委員長退席、石破委員長代理着席]

○長谷川(慧)政府委員 救急救命士の資格を取得

した後

の質の確保に関するお尋ねでござります

的に地方交付税により必要な財源措置がなされて  
きているわけでござります。

消防庁としては、将来的に救急隊に常時救急隊員を一名以上配置するということを目標としてこの救急救命士の養成、配置を行っていく考え方でございますが、財政力の弱い小規模な市町村を含めまして、全国の消防本部で救急救命士の養成配置が円滑に進むようにな所要の財源措置の充実についても今後とも努力してまいりたい、このように考えております。

○飯田説明員 救急救命士が行います処置は、今までの救急隊員の行っているものに比べますとかなり高度なものになりますので、それを行うには高度な教育訓練が必要になる、こう考えておりま  
す。

現在、消防の救急隊員について申し上げますと、その教育訓練というのは都道府県の消防学校で行うということになつております。都道府県の事務とされているわけでございますが、そういう高度な教育訓練でございますので、一般的に申しますと、各都道府県ごとの消防学校で行うことには無理がございます。そういうことで、各都道府県が共同してお金を出し合いまして教育訓練機関を設立して高度な教育訓練を行ふことを考えているわけでございます。

また、そのほかにも幾つかのお力のある地方公共団体では独自に養成機関をつくるということにもなつておりますて、医療教育でございますので、大量に早期にというわけにいきませんが、早急に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○外口委員 都道府県の事務として消防学校など

が既にある。しかし、今度財団をつくって行うと  
いうようなことも伺っていますが、その必要性と

いうものはどのようにお考えなのでしょうか。  
○飯田説明員 救急救命士の資格取得のため必要となる教育訓練は、その内容が高度かつ専門的であることなどから、各都道府県の消防学校では必ずしも十分な対応が困難であることがあります。これら、都道府県の共同出資による新たな教育訓練機関の設置について検討しているわけでございます。幾つかの地方公共団体では独自に教育訓練を行なうことを検討しているわけでございますが、なかなか普通の県では講師なり実習病院の確保という点で限界があります。そういうことから、共同設立でしっかりとした教育訓練機関をつくる準備を進めているわけでございます。

○外口委員 ただいま幾つかの点を質問してまいりましたのは、質の確保への行政責任ということ

で大変懸念するからでありまして、民間への委託とかそういうようなことが決してなく、公的な責任において行うということと受けとめてよろしくうございましょうか。

以外にも医療機関におきましてそういう救急救命士を雇いたいというケースもございますでしよう

し、あるいは海上とか陸上等におきますいろいろなときには、たとえは救命活動を行なうところでもござりますので、そういう人を確保しておきたいという考え方でござりますから、そういう面でやはり救急隊員もござります。それ以外のところでもそういう教急救命士の養成を必要とするところでもござりますから、そういう面で消防庁の方でお考えになつております教育訓練、それ以外にさらに民間等におきましてもそういう医療技術者の養成を行うところも出てまいつてくるかと思う次第でござります。

○外口委員　今の点につきましては、大麥私懸念しているところでござりますので、今後まずは自治体の責任、そういう公的な責任において十分な養成、そして再教育等の研修制度の充実などをせんとして、ひとも困つていただきたいと要望して、その点に

についてはこれから課題としていただきたいといふうにお願い申し上げたいと思います。

重い副作用 大塚製薬に厚生省調査指示 四人の死亡確認」という記事が載っておりますが、この点について、厚生省としてのお考え方、また御見解をぜひともお伺いさせていただきたいと思います。

○市川(和)政府委員 お答え申し上げます。

本日報道等がなされております心臓病の薬は、昨年の九月に発売されたものでございますが、今までの慢性心不全の薬と作用機序がかなり異なりまして、心臓の心拍数といいましょうか、そういうものをふやすことなく心臓の収縮力を強めるという全く新しい機序による薬剤でございまして、非常に注目されている薬剤でございます。

現在 この薬剤を含めまして新薬が認可されま  
すと、その後市販される中で副作用の発生状況等をすべて調査していくという仕組みがとられてお

りまして、この薬剤につきましても実際に医者さんや医療の場へ供給された後に副作用調査が継

統的に行われてきたわけでございます。その結果、本年の二月までの副作用報告によりますと、白血球減少を来たした症例が四十三例報告されたところで、そのうちの四例の方は二次的に感染症等を起こして死亡されたというような事例もござります。

本剤の副作用に関して、私どもの方では中央薬事審議会の副作用調査会等の御意見を伺いましたところ、慢性心不全の薬剤については、ほかの慢性心不全の薬が無効な事例においてはやはり本剤の必要性というものは治療上高いという御指摘がございました。同時に報告されております血液の副作用は、頻回な血液検査等を通じまして医師の厳重な監視下に置けば早期発見それから防止が可能である、このような見解でございまして、

厚生省といたしましては、このよう御意見を踏まえまして、厳重な安全対策を講じるということになりました。この種の注意を緊急安全情報としてお医者さんに、使用されている臨床家に配付申し上げるという指示をいたしました。

○外口委員 時間がございませんので、今後ぜひとも原因の究明に全力を尽くしていただきたいと、いうふうに要望して終わりたいと思います。

最後に、大臣の御決意を次の点について伺いたいのですが、私、この法案の質疑を行つていて、またさらにその思いを強くいたしている点が一つございます。それは、医療における機能の分化のあり方、職種の分化のあり方というものについて大変気になつていることがかねてよりあります。それは、このように医療が著しく高度化していく中で大変多様化するコメディカルスタッフというものがありまして、その一員として救急救命士の機能もこのたび明らかにされてきたわけです。が、そのようなコメディカルスタッフの権限、すなわち責任だけが大きく権限は認められない、そのような「医師の指示の下に」という一札が入ることによって現場で実際に患者と最初に出会う

人の判断に重きが置かれないような仕組みというのになつていくことを大変恐れております。また、そういうシステムの中では質の高いコメディカルスタッフを確保するということは大変難しくなっていくのではないかと思います。そうした意味では、今後チーム医療というものを発展させる中で、この点に関しては実際に携わる人を守る、実際に携わる人がより生き生きと活動できる、そして力を、知識と技術を十分に發揮していくことができる、そのような医療体制のあり方、充実強化を図つていただきたいと思いますが、その点につきましてぜひとも厚生大臣の御決意を伺いたいと思います。

また、加えて、今回このような形で救急救命士の資格取得について法案が出されました。本来は救急医療体制が医療機関においてもと整備充実される方向を目指されるべきだと考えますが、そういう点も含めて、大臣の責任ある御決意、御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○下条国務大臣 先ほど来、専門家でいらっしゃる外口先生の適切ないろいろな御意見を拝聴いたしております。この新しい救急救命士の制度は、最初に政府委員から御説明申し上げましたように、搬送途上における事故を少しでも少なくしたい、こういうところにねらいを置きました。しかし、この問題が非常に複雑であり、また、医療のいろいろな関係での処置が極めて高度のものを要求される場合も出てまいりますので、そういう問題につきましては、既に御説明の事前の研修を経まして、その担当の救急救命士がみずから責任において十分に目的を達成できるよう経験と研修の上で当たるようにいたしております。これが技術がさらに進んでいくテンポも速うございましたし、いろいろと高度化の問題もございますので、これは関係機関全員のコーディネーションの

上において初めて目的を達成することができるわけありますから、今後ともその面につきましては厚生省といたしまして関係各位の御協力を賜りながら組織、制度の充実を図るよう努めます。

○外口委員 どうもありがとうございました。

○浜田委員長 草川昭三君。

○草川委員 救急救命士の質問をさせていただきます。

私はこれまで、我が国の救急医療の充実を望む立場から、救急蘇生法の一般市民への普及それから大学医学部における救急医学講座の開設、それから言われるところの第三次救急医療体制のあり方、この問題を繰り返し国会で取り上げてまいりました。最近、我が国が欧米に比べましていわゆるD.O.A.、来院時心肺停止、このD.O.Aなどに代りますいわゆるプレホスピタルケア、病院前看護または医療の不在がその最大の原因だ、こういうことを言われておるわけであります。事実、重篤患者を医療機関へ搬送する救急隊員に認められない心肺停止といふのは、今問題になつておられます重篤患者の救命率が非常に低い、また社会復帰率が著しく低いのは、今まで少くしましておらず、この新しい救命士の制度が直接現場へ赴きました医師の指示のもとに高度の応急処置を行うことが一番望ましいというぐあいに思つておるわけですが、さはさりながら、なかなかそういうものいかないケースもあるわけでございまして、救急救命士制度をつくりまして医師の指示のもとに高度の応急処置を行わせるというこ

とを考えているわけでございますが、そういう救命率あるいは退院率がどのように向上するかというお尋ねでござりますけれども、なかなかその数字を的確に申し上げるのは非常に難しうございます。御案内のとおりに、我が国におきましてはいわゆる来院時心肺停止状態の患者さんの退院率が三プロとか六プロといふぐあいに言われておりまし、アーティカ等におきましては一一プロといふようかなりのばらつきがござります。先生お話をございましたように、アメリカにおきます国民の応急処置の普及の問題、あるいは搬送途上のそういう手当の問題あるいは医療機関の受け入れの状況等によりましてさまざまにその率は変わるものでござりますが、私どもいたしましては、この救急救命士制度の創設によりまして、現在いろいろな統計で見られております三ないし六%の間の数字がかなり期待できるものというぐあいに考

えておるところでござります。

○草川委員 今三なり六、こういうようなお話をうのが私の意見であります。その立場から二三質問させていただきたいと思うのです。

本法案の説明の中に、救急医療体制について受

け入れ側の医療機関の体制はおおむね整つてゐる、病院または診療所に搬送されるまでの間の傷病者に対する救急処置について不十分だ、その確保が重要な課題だ、こういうことを言っておりました。この救急救命士の制度が導入された場合に、いわゆるD.O.Aなどに代表される重篤患者の救命率あるいは社会復帰率は、本案成立によりこれが実行に移る立場からどの程度向上するのか、厚生省にお伺いをしたいと思います。

○長谷川(慧)政府委員 お答えいたします。搬送途上の医療を充実をさせるためには、医師が直接現場へ赴きました医師の指示のもとに高度の応急処置を行うことが一番望ましいというぐあいに思つておるわけですが、さはさりながら、なかなかそういうものいかないケースもあるわけでございまして、救急救命士制度をつくりまして医師の指示のもとに高度の応急処置を行わせるというこ

とを考えているわけでございますが、そういう救命率あるいは退院率がどのように向上するかというお尋ねでござりますけれども、なかなかその数字を的確に申し上げるのは非常に難しうございます。御案内のとおりに、我が国におきましてはいわゆる来院時心肺停止状態の患者さんの退院率が三プロとか六プロといふぐあいに言われておりまし、アーティカ等におきましては一一プロといふようかなりのばらつきがござります。先生お話をございましたように、アメリカにおきます国民の応急処置の普及の問題、あるいは搬送途上のそういう手当の問題あるいは医療機関の受け入れの状況等によりましてさまざまにその率は変わるものでござりますが、私どもいたしましては、この救急救命士制度の創設によりまして、現在いろいろな統計で見られております三ないし六%の間の数字がかなり期待できるものというぐあいに考

えておるところでござります。

○草川委員 今三なり六、こういうようなお話をうのが私の意見であります。その立場から二三質問させていただきたいと思うのです。

本法案の説明の中に、救急医療体制について受

先生であります。この先生の説によると、呼吸停止から四分後には心臓が停止をする、その一分後には非可逆的脳障害に陥り、ほぼ絶望状態に陥る、こういうことを言つておみえになるわけです。一方、呼吸停止から一分以内に救急蘇生法を行えば九七%が蘇生する、二分以内であれば九〇%，三分以内では七五%が蘇生すると言つておみえになるわけあります。東京消防庁では、救急隊が通報から現場到着までに要する管内の平均時間は五分弱だ、ということを言つていますね。これは統計にも出しておみえになります。すなわち、このプレホスピタルケアの充実のみでは重篤患者の救命率の向上は困難ないというのが私の意見なんですね。その救急隊が現場に到着するまでの間に患者の直近にいる人による救急蘇生を行うため一般市民に対する救急蘇生法の普及をやれといたしました。私は提言しておみえになるのか、お伺いをします。

○飯田説明員 御指摘のように、救命率の向上のためには住民に対する応急手当の普及啓発の一層の充実を図っていくことが必要であると認識しております。現在全国平均で、消防の方に電話なりなんなりで救急通報があつてから現場到着まで五・七分かかっております。したがいまして、その間に住民による応急手当が行われれば御指摘のよう非常に効果が上がると思っておるわけでござります。消防機関では現在、関係機関の協力を得ながら、救急の日及び救急医療週間などを中心に、心臓マッサージ、人工呼吸や止血等の応急救手当の普及啓発を行つてあるところでございますが、消防庁として、またこの平成三年度から応急手当の普及啓発広報車及び普及啓発器材等に対する国庫補助制度を創設しまして、一層の充実を図つてしまいたいと考えております。また、現在設立準備中の救急振興財團においても地方公団体が行いますこれらの活動に対しても積極的な支援をしていく予定である、このように聞いておる次第でございます。

○草川委員 教育というのは一回教えたら済むと重要になつてくるわけですが、そういう意味で年なり三年たつて再訓練をするということが非常

うのは、三年ごとに更新するわけですから、そ

うことです。私は、例え自動車教習所などとい

うのは、三

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

言があるわけですが、この養成所における教員にはだれが一体当たるのか。教師という是有のうです。また、救急医療に携わる医療関係者が非常に不足をしておるわけあります。先ほど答弁を聞いておりますと、全国に教員を張りつけるような答弁をなされておったやに聞いておりましたが、これは本当にできるのかどうか、お伺いをしたい、こう思います。

○飯田説明員 救急救命士の受験資格を取得するための教育訓練は、その内容が高度かつ専門的であることから、救急医療に精通した医師の資格を有する教官などの確保が必要であります。現在設立準備中の財団におきまして、今後厚生省、関係医学会等の協力を得ながらその確保に努めていく、という考え方であります。消防厅としてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○草川委員 全国にというお話をございましたけれども、これが全國各県ごとになかなか難しいという状況を踏まえまして、都道府県が共同して全国の救急隊員を対象とする教育訓練機関をつくる、そういうことで財団の設立準備が進められているところであります。

○草川委員 全国の都道府県からお金を集めて二十億円の金を基金にしてセンターをつくる、こういうお話をですが、実は現在東京消防庁は東京のある大学の附属の救急センターに救命士を派遣している大半の救急センターに救命士を派遣していまして、その数は三人であります。しかも、その三人の東京消防庁の職員が二年間その大学で訓練をしてようやく一人前になるわけです。消防戦員というのは全国で十三万人、講習受講者というものは七万五千人であります。七万五千人に対して現在やっているのでも二年間かかる。しかも三人しかいない。そういう方が今回の救急救命士といふになつていくと思うのですが、それぐらい成熟しないと実際は難しい非常に高度な役職だと思うのですよ、今回のこの法案による受験資格を受け

た救命士というのは、今度のお話で、全国にやらない、東京のどこかでセンターをつくるということですが、果たして対応できるかどうか。教育機関をつくるとしても、少なくとも教える人がいないじゃないか。我々が承知している大学なりセンターアーを申し上げてもいいのですが、その実態を調べる限りでは、少なくとも全国七万五千人の人を対象につくるには気の遠くなるような話で、一見通しは何人くらい予定をされておられるのか、お答えを願いたい、こう思います。

○飯田説明員 御指摘のように、現在救急隊員になる講習を受けているのは七万何千人おるわけですが、現実に救急隊員として活動しているのは四万七、八千人でございます。三人編成でござりますが、現実に救急隊員として活動しているのは四万七、八千人でございます。三人編成でござりますので、自治省としてはそのうち一人以上この救急救命士の資格を取得する。そうなりますと、一万五千人程度の救急隊員がこの新しい資格を取得するということが必要になつてくるわけ

全国にというお話をございましたけれども、これが全国各県ごとになかなか難しいという状況を踏まえまして、都道府県が共同して全国の救急隊員を対象とする教育訓練機関をつくる、そういうことで財団の設立準備が進められているところであります。

そのため、現在設立準備中の財団、これは法案が成立いたしますれば平成三年度から既存の施設等を活用した教育訓練に着手する予定でございまして、都道府県が共同して全国の救急隊員を対象とする教育訓練機関をつくる、そういうことで財団の設立準備が進められているところであります。

○草川委員 全国の都道府県からお金を集めて二十億円の金を基金にしてセンターをつくる、こういうお話をですが、実は現在東京消防庁は東京のある大学の附属の救急センターに救命士を派遣していまして、その数は三人であります。しかも、その三人の東京消防庁の職員が二年間その大学で訓練をしてようやく一人前になるわけです。消防戦員というのは全国で十三万人、講習受講者というものは七万五千人であります。七万五千人に対して現在やっているのでも二年間かかる。しかも三人しかいない。そういう方が今回の救急救命士といふになつていくと思うのですが、それぐらい成熟しないと実際は難しい非常に高度な役職だと思うのですよ、今回のこの法案による受験資格を受け

症例別に見ますと、外傷患者の挿管失敗率は三一・二%と非常に高いのですね。七百一の成功例の中身を見ると、一度目で挿管できたのが四百五十一例、二回ないし三回でようやく成功したのが二百四十六例、残り四例の最高は六回の挿管、こうしたことだというのです。しかも挿管した中の四十一例は挿管までの時間が長過ぎるといった弊害が出ており、食道挿管の事例も十一ある。いわゆるこの法案の作成に当たって当然このアメリカのパラメディックは参考にされていましたと思うのですが、この気管内挿管なり、後でいわゆる三点セットというふうなことを言つておるわけですが、今の教育訓練の状況などからいしまして本当にやれるのかどうか。これが私ども非常に心配だと思うし、事実ドクターなんかに聞いてみると、よほど専門的な医師でないとこれはなかなかできませんよと。事実、気管支や食道を破つたような例もある、あるいは違うところに誤つて挿入することもあるので、熟練した技術といふのは非常に必要になります。また、教育訓練施設につきましては当面二ヵ所を建設する予定でございます。このほかに、一部の地方公共団体では独自に教育訓練を実施しようと、これら教育訓練の状況や民間の養成施設の状況等も十分見きわめながら、必要があれば財団による教育訓練施設の増設についても検討をしていくこととしております。

○草川委員 その点はちょっと質問しなければいけませんが、自信ありますか。

○長谷川(慧)政府委員 気道の確保につきましては、先生お話をございましたように気管内挿管あるいは他の手法等もいろいろあるわけございませんでしたようにいろいろな危険、問題点もござりますので、なお専門家によります検討をお願いいたしておりますところでございます。

現在考えております気道確保につきましては、ラリンゲアル・マスクによります気道確保あるいは食道閉鎖式エアウェイによります気道確保を考えているところでございます。そういう面で、こ

の医学雑誌の紹介をしますと、七百七十九例あるといふのですね、この医学雑誌の報告の一つの例でございます。成功したのは七百一例、特に気管内挿管のことだけに絞つておるわけです。成功したのは七百一例で、失敗したのが一〇%、一割。これは挿管できなかつたのです。

○草川委員 このアメリカの例ですが、「ナルズ・オブ・エマージェンシー・メディスン」という医学雑誌によれば、救急隊が現場に到着をして現場を出発するまでにアメリカで大体六・六三分でございます。先ほど消防庁の言ったのと大体同じ程度の速さだと思つのです。それはそれでいいのですが、いわゆる向こうのパラメディックが現場で挿管するまでの時間だつたら、今五百四十例は挿管までの時間が長過ぎるといった弊害が出ており、食道挿管の事例も十一ある。いわゆるこの法案の作成に当たって当然このアメリカのパラメディックは参考にされていましたと思うのですが、この気管内挿管なり、後でいわゆる三点セットというふうなことを言つておるわけですが、今の教育訓練の状況などからいしまして本当にやれるのかどうか。これが私ども非常に心配だと思うし、事実ドクターなんかに聞いてみると、よほど専門的な医師でないとこれはなかなかできませんよと。事実、気管支や食道を破つたような例もある、あるいは違うところに誤つて挿入することもあるので、熟練した技術といふのは非常に必要になります。また、教育訓練施設につきましては当面二ヵ所を建設する予定でございます。このほかに、一部の地方公共団体では独自に教育訓練を実施しようと、これら教育訓練の状況や民間の養成施設の状況等も十分見きわめながら、必要があれば財団による教育訓練施設の増設についても検討をしていくこととしております。

○草川委員 その点はちょっと質問しなければいけませんが、自信ありますか。

○長谷川(慧)政府委員 気道の確保につきましては、先生お話をございましたように気管内挿管あるいは他の手法等もいろいろあるわけございませんでしたようにいろいろな危険、問題点もござりますので、なお専門家によります検討をお願いいたしておりますところでございます。

現在考えております気道確保につきましては、できるだけ早く医療機関に搬送するのが本筋であるし、その方がペターであると思ひますけれども、その間の、搬送の間に心肺停止の状態になり

処置が必要であると考えているわけでござります。そういう面で、この新しい資格制度によります。そして、その間の非常に重篤の状態におきます処置を行わせたいというぐあいに考えているところでございます。

○草川委員 もう時間がないので、その点の処置はどちらにしても例えばドクターの指示を受けるわけであります。ですから、東京の場合だと東京消防庁と日本医科大学なり東大の救急部とは非常にうまくいっていると我々は承知しておるわけであります。だから患者が出たときに、消防隊員が例えば日医大の何々先生といえば、顔を合わせていますから、わかった、それはそうしなさい、こうなさいという処置、それよりはすぐ搬送をやれといった場合があると思う。コミュニケーションが非常にうまくいっている。

ところが、これを他の都市を想定した場合に、他の都市で果たして消防隊員がセンターの何々先生と本当にうまくコミュニケーションがいっていいかどうか。特に医科大学というのはドクターがかわりますから、もたらして、もたらすという言葉は非常に悪いのですが、時間がかかった場合には、また今回の三点セットの処置をしておるとかえつて問題が出るんじゃないかな。例えば輸液なんかもし車内でやるとしても、ばい菌が入ったとするならば治ったとしても後遺症が残る。こういう心配もあるわけですから、よほどその点はしっかりとしてもらいたいと思うのです。

時間が来ましたので最後に一問になりますが、それはそれとして、実は国家試験ですが、消防庁は現在講習をますさせますね。それから、実務経験五年または二千時間をして、それから六ヶ月の課程で財団法人による教育を六ヶ月受けて今回の国家試験を受ける。こういうことになりますね。ただ一方、厚生省の方は、高卒を出て二年課程のそれが、養成機関とか医療関係養成所を卒業するとか厚生大臣の指定科目の取得をした人はまた別にラインでこの救命士の国家試験を受ける、そして厚生大臣の免許を受けることになる。厚生省サ

イドで救命士を受けた人が、私は救急車に乗りります。そこで何といふのか、採用できるかどうか。これは地方自治体に就職できるかどうか、採用できるかどうか。これは地方自治体にしてみれば、定員で救急隊員を雇つておるわけですから、救急隊員でもなくて消防隊員として採用しておるわけですかう、今足りないから募集するということがあるかもわかりませんけれども。そうすると厚生省サイドで国家試験を受けた人はどこへ行くのかというわけです。せっかく厚生大臣の救急救命士の資格を取つたけれども、少なくとも私は自治省の地方自治体の採用する職員にはなかなかなる道はないのか、どこかに受け入れがあるのかもわかりませんが、私はこういうものをつくるときには一本できちつとしてもらいたいわけです。だから自治省と厚生省という二つのラインでこのようなことを決めるのではなくて、一本のラインで救命士とかいうようなものを教育するなら教育をする、受け入れるなら受け入れる、それで消防庁の方も厚生省のラインで育った人間を採用するなら採用する。二つやるということは必ず後々の将来私は問題が出てくると思うのです。その点についての答弁をぜひ厚生省とそれから大臣にしていただきて、私の質問を終わりたい、こう思います。

○長谷川(慧)政府委員 救急救命士の国家試験を受ける受験資格を与える道筋の問題でござりますが、基本的には高卒二年以上というぐあいに考えているところでございます。ただし、現実その救急隊員におきましては、一定の救急業務に関しましては、御指摘のような点を十分踏まえて研修あるいはまた養成、あるいは経験を積ませる上におきまして十分に配慮してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○草川委員 終わります。

○浜田委員長 岐玉県次君。

○児玉委員 救急救命士法案、この法案でねらいが、医師が救急用自動車等に同乗して必要な処置を行ふ方式、ドクターカー、それを推進していく方と同じような形での国家試験の受験資格を与え

るというような形で法律を組み立てているところでございます。

なお、先生お話をございましたように、消防庁におきましては、早急に救急救命士を養成する必要があるというようなことで、財團等の構想をお持ちでいろいろ計画されているわけでございますし、お話をございましたように、一万五千名余の救

急救士の養成といいますか確保を図りたいということを考えていらっしゃるわけでございますから、まず途中採用というものは考えられぬでしょ

う。

そこで伺いたいのですが、ドクターカーの重要な性、救命率の向上にドクターカーなどのような役割を果たしているのか、その点、まずお答えいた

だきたい。

○長谷川(慧)政府委員 お答えいたします。

搬送途上におきまして必要な医療は医師が直接関与して行なうことがより望ましく、その意味で救急用自動車に医師が同乗いたしますドクターカーの必要性が高いというぐあいに思っております。

このために、平成三年度予算におきましては、自

治省と連携のもとにドクターカー制度の充実を図

るための救急現場医療確保事業というのを実施す

ることいたしておりますとこでございます。今後

はこのドクターカーの普及とあわせまして、御審議いただきます新たな国家資格であります救急救

命士の創設と相ましまして、搬送途上におきます

医療の充実が図られるようにしてまいりたいとい

うぐあいに考えております。

○児玉委員 そのドクターカーが厚生省や自治省

が期待されるテンポでは普及していないと思うの

ですね。その普及がおくれている隘路は何ですか。

○長谷川(慧)政府委員 ドクターカーにつきまし

ては、現在百四カ所の救命救急センターのうちに

三十五カ所で整備されている状況にとどまつてお

ります。これは、救急医療にかかるります医師の確保が非常に難しいといふこと、救命救急セン

ターの医師、看護婦が救急現場に出動しやすくな

ります。そのための消防機関との連携等地域におきます体制が必ずしも十分でないといふことなどの理由によ

るものというぐあいに考えておるところでござい

ます。このような意味で、さらに自治省、消防庁との連携のものに、先ほど申し上げましたようにドクターカー制度の普及を図つてしまいりたいとい

うぐあいに考えております。

○児玉委員 その点の努力を抜本的に強めていた

だきたいと強く要望します。

さて、今の法案の二つ目の柱ですが、これは、救急救命士が必要とする場合いつでも医師とつながるということが重要な条件になつておりますね。皆さんそれをホットラインとおっしゃつておられる。携帯電話を携行させるということをお考へるようです。

消防庁に伺いたいんですが、東京都では、消防庁の本部に二十四時間体制で医師が常駐されていいるそうです。非常に好ましい体制だと思う。これは東京都だけなのか。もし東京都だけだとすると、この体制を全国で急速に広げる必要があると思うのですが、その点で消防庁の考え方を聞きた

○飯田説明員 消防による救急業務を円滑に推進していくためには、医療機関との連携が十分に確保される必要があると認識しております。特に救急救命士の資格を取得した救急隊員が行う高度な救急救命処置につきましては、二十四時間体制で医師との連絡が確保され、迅速かつ具体的な指示を得られるようになります。この場合、東京消防庁のように消防の指令機関に医師が常駐する方法もありますが、一般的には消防機関に医師を二十四時間体制で確保することと困難な状況にございます。まずは医療機関側において二十四時間体制で救急隊からの連絡があつた場合に適切な指示を出せるような体制を整備していただきることが必要である、このように考えておるわけでございます。

○児玉委員 厚生省として、消防庁として東京の投げられたわけですが、消防庁からボーリが厚生省に投げられたわけですが、厚生省の方でどういうことです。厚生省としては、もちろんこれは全國百四カ所ある救命救急センターがまず第一候補として挙げられると思うのです。それではこの救命救急センターは、この法律が成立し、この業務が施行されいくことになると、ホットラインで出先の救急車とつながつて必要な指示を与えるという新たな重要な業務が救命救急センターに

事実上つけ加わることにならないでしよう

か。

○長谷川(慧)政府委員 救急救命士に必要な指示を行なう医師の確保といいますのは、この救命救命士が行為を行う上で極めて重要であるわけでござります。指示を行なう医師といたしましては救命救急センターに所属する医師等が考えられているわけでございます。現実問題といたしましても、救命救命センターの医師が必ずしもドクターカーに乗つて救急業務をやつているわけじゃございませんので、そういう面で、平成三年度におきまして新たな救命救急現場医療確保事業というのを実施いたしました、全国百四カ所の救命救急センターにおいて実際に消防機関と連絡をとりながら救急業務をやつていただこうということで始めたと思つておるわけでございます。そういう面で、今年度の予算におきましてそういうことをやつていただきまして、これから救命救命士との間のホットラインあるいは携帯電話というような形によつて適切な指示が得られるようになりますまいりたいと考えているところでございます。

さらに、救命救命センター以外にも実際にそういういろいろな業務をやつてている病院等もあるわけですが、これについて、言つてみれば広域的な指示が得られるようになりますまいりたいと考えているところでございます。この場合、東京消防庁のように消防の指令機関に医師を二十四時間体制で確保することと困難な状況にございます。まずは医療機関側において二十四時間体制で救急隊からの連絡があつた場合に適切な指示を出せるような体制を整備していただきることが必要である、このように考

えておるわけでございます。

○児玉委員 厚生省として、消防庁として東京の連係プレーも十分行えるような形のものをつくりたいと思います。御心配ございますようやくつくりつけていけるのじやないかと考えているところでございます。

○長谷川(慧)政府委員 消防庁には、やはり東京都のような体制をつくるという点でこの後努力をしていただけます。それで、今の厚生省の答えですが、救命救急セ

ンターの医師が常にドクターカーに乗れと言つてゐるわけじゃありませんし、そこだけが全部やる

とも考えていないし、しか中心的に役割を果たすことはそうでしようから、そこに電話が

来る、それに必要な適切な対応をする、これは新しい業務になる、この点を一つ言つておきます。

私は北海道におけるのですが、沖縄、鹿児島、長崎、北海道等、島嶼や僻地など広域な地域でこの業務を進めていく。たまたま総務省の北海道管区行政監査局が「救急患者の長距離搬送体制に関する実態調査結果の概要」というのを去年の四月に発表しております。それとの関係でまず消防庁に伺いたいのですが、消防庁では余り遠くない時期に各县十五分以内でヘリコプターで到着できる体制といふことを展望されているようですが、この法律が動き出すことを契機に長距離搬送体制をどのように整備されようとしているか。それから次に厚生省に対しても、スーパー救急センターとか広域救急センターとかさまざま呼び方があります。これについて、言つてみれば広域的な急救の拠点となるべき医療機関などをどのように整えようとしているか、以上伺います。

○飯田説明員 救急の搬送にヘリコプターを導入して活用することは、特に山間僻地、離島などの急救者の搬送の場合には、病院収容までの時間を飛躍的に短縮して救命率を高める上で大変有効であると考えております。消防審議会の答申では、二十一世紀の初頭には各都道府県に少なくとも一機以上ヘリコプターを整備、活用すべきであると設けるというような形で、そういう面でのふだんの連係プレーも十分行えるような形のものをつくりたいと思います。おいて話し合ひをする、あるいは例えば勉強会を設けるというような形で、そういう面でのふだんの連係プレーも十分行えるようになります。

○児玉委員 消防庁として、かねてから、地方公共団体におけるヘリコプターの導入整備を推進するため、国庫補助による財政援助措置を講じているところでございます。今後とも消防防災ヘリコプターの計画的導入について積極的な支援措置を講じますとともに、ヘリコプターの広域的な有効活用や整備運用のあり方についても必要な助言指導を行つてまいります。

○長谷川(慧)政府委員 ヘリコプター等の機動力

を利用いたします広域救急医療体制の整備が重要な

あるという点に考えております。厚生省におきましては、救急医療体制検討会という場におきまして、「二十世紀に向けての救急医療体制の

あり方についての検討をお願いいたしておるわけ

でございます。その中で、広域救急医療体制の拠

点となります救急医療施設の整備についても御検

討をお願いいたしているところでございます。

○児玉委員 北海道では、全道の救命救急セン

ターの役割を持つていて札幌医科大学の附属病院

の屋上に北海道防災救急ヘリコプターが直接患者

を搬入できる体制になつています。自治体の救急

の検討結果を踏まえまして、広域救急医療体制の

充実に努めてまいりたいというように考えており

ます。

○長谷川(慧)政府委員 厚生省におきましては、五十四年度からヘリコプターの購入に要します経費につきまして補助対象といたしておるところであつて、それから次に、それからまた、ヘリコプター等添乗医師等確保事業といふものにつきましても補助を行つておるところでございます。

○児玉委員 一機について一億円だと聞いておるのですが、実績はどうですか。

○長谷川(慧)政府委員 補助基準額につきまして

は一億三百万円でございますが、現在までの補助

申請はないという状況にござります。

○児玉委員 金額はそれで十分だとは全然思いませんが、せつかくそういう方法が準備されて

いるのになぜ補助の実績が進まないのか。さつきの

防災救急ヘリコプターという幾らか副業的な任務

になるところの補助の対象から外れるのですか。

○長谷川(慧)政府委員 厚生省といたしましては、救急医療の確保のためにヘリコプターを導入

したいという場合には補助対象にいたしておるわ

けでございますから、御指摘のように防災用とい

う形でござりますれば、私ども補助対象にすることは非常にいろいろ難しい問題があろうかと思ひます。

○児玉委員 大臣、先ほど関係省庁の横の連絡を  
二りながらこの分野の仕事で、二前進させま

転土、整備士その他の維持が困難だ、それでその防災ということがついたりするのですけれども、その面について政府としての今後の前進的な検討をお願いしたいと思うのですが、どうでしよう。  
○下条国務大臣　（笑）は、女房文子（うぶこ）

学の高度化、そしてこの業務の社会的な重要性にかんがみて、職員の配置基準について前進的な見直しをすべきだと思うのですが、その二点について伺います。

戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、自由民主党を代表いたしましてその趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において「平成三年四月一日」となっている施行期日を「公布の日」に改め、平成二年四月一日から適用することでありました。

○浜田委員長 以上で趣旨の説明は終わります。

党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

○選田委員會  
より  
これより本案及びこれに対する答

国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるように努めること。

正案を一括して討論に付するのであります、この申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

二 海外旧戦域における遺骨収集については、相手国の協力を得て早期収集に一層の努力を払うとともに、慰靈巡査等についてはさらに

ます。野呂昭彦君提出の修正案について採決いたします。

積極的に推進すること。

〔賛成者起立〕  
○浜田委員長 起立総員。よって、野呂昭彦君提

府の積極的な協力が得られるように配慮すること。さらに、訪日調査により肉親が判明し

出の修正案は可決いたしました。  
次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

ながつた孤児に関する調査に最大限の努力を払うこと。また、サハリン残留邦人の一時帰国の一層の促進を図ること。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 四 帰国孤児の定着における自立促進を図るため、日本語教育、就職対策、住宅対策等の

○浜田委員長　起立議員：よろしく  
決すべきものと決しました。

諸施策の総合的な実施に万全を期すこと。  
以上であります。

○浜田委員長　この際、本案に対し、野呂昭彦君

○浜田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

外五名から、自由民主党、日本社会党・護憲共  
同、公明党・国民會議、日本共产党、民社党及び  
進歩民主連合の六派共同提案に係る附帯決議を付

野呂昭彦君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。採決いたします。

すべてとの動議が提出されています。  
提出者より趣旨の説明を求めます。遠藤和良

〔賛成者起立〕

○遠藤(和)委員 私は、自由民主党、日本社会

り本案に附帯決議を付することに決しました。

○野呂委員　ただいま議題となりました戦傷病者

○遠藤(和)委員 私は、自由民主党、日本社会

り本案に附帯決議を付することに決しました。  
この際、厚生大臣から発言を求められておりま

第一類第七號



○石破委員 さて、それでは具体的に、平成元年  
の十二月に策定をされました「高齢者保健福祉推  
進十か年戦略」、実際に今大臣がおっしゃいまし  
たことを具現化する手段としてそういう戦略が組  
み立てられ、今実行に移されておるところであります。  
要するに、お年寄りのお話を聞いてみます  
と、単に寂しく長生きだけしても仕方がない、家  
族に見られて、家族と一緒に、家族の介護を受け  
ながら長生きをしたい、そういうような気持ち  
が強いように私は思うのであります。その具現化  
として十か年戦略というのが行われているわけで  
ありますが、さて、家で介護をする、老人にとつ  
ては幸せなのかもしれないが、介護をする家族に  
してみると、もちろん親は大切だし何でもできる  
ことはしてあげたいが、負担というものもかなり  
なものになるねというお気持ちが強かるうと思いま  
す。そういうことを踏まえました上で、十か年  
戦略なるものの具体的な像について、また、これ  
から先の推進の方向について承れれば幸いであり  
ます。

○石破委員 さて、それでは具体的に、平成元年の十二月に策定をされました「高齢者保健福祉推進十か年戦略」、実際に今大臣がおっしゃいましたことを具現化する手段としてそういう戦略が組み立てられ、今実行に移されておるところであります。要するに、お年寄りのお話を聞いてみますと、単に寂しく長生きだけしても仕方がない、家族に見られて、家族と一緒に、家族の介護を受けながら長生きをしたい、そういうようなお気持ちが強いように私は思うのであります。その具現化として十カ年戦略というのが行われているわけでありますが、さて、家で介護をする、老人にとつては幸せなのかもしれないが、介護をする家族にしてみると、もちろん親は大切だし何でもできることはしてあげたいが、負担といふものもかなりなものになるねというお気持ちが強かろうと思ひます。そういうことを踏まえました上で、十カ年戦略なるものの具体的な像について、また、これから先の推進の方向について承れれば幸いであります。

と。第五点いたしまして、明るい長寿社会づくり推進機構を全都道府県に設置することなどによりまして、高齢者の生きがい対策を推進すること等の事業を実施することといたしております。平成二年度より事業の推進に努めてまいっているところでございますが、事業の第一年度目に当たります平成三年度におきましては、国費ベースで平成二年度に比べまして約五百億円増の千四百億円といったっております。中身いたしまして、ホームヘルパーの増員、デイサービス、ショートステイの拡充等在宅福祉サービスの充実や、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設整備等を進めることといたしております。今後とも目標達成に向けまして事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石破委員 総論的なことを幾つかお尋ねをいたしておきたいと思います。

大臣のお話の中にもございましたが、一体日本型福祉とは何ぞやということでございます。高負担高福祉がいいのか、低負担低福祉なのか。最もよろしいのは低負担高福祉には決まっているが、大事なものはただではないんで、よく北欧なりそういうところは高負担高福祉と言われておるが、それでは社会の活力が損なわれてぐあいが悪い。よって我が国というのは、高負担高福祉によつて社会の活力が損なわれるのではなくて、日本独自の、何負担何福祉ということではなくて、日本型福祉というものをこれから摸索をしていかにやらぬのではないかというふうに言われてはおるのです。言われてはおるのだが、さて、日本型福祉とは一体どのようなものなのとかということの具体像がなかなか見えてこない、私どもはそこを承りたいと思っております。

つまり、国民の負担が余り高くならないように配慮をすべきであるというのはそうなんです。外國とのデータを比較するとどういうふうになるか。八六年の数字を見ますと、国民負担率でありますが、アメリカが三五・五、西ドイツが五一・

と。第五点いたしまして、明るい長寿社会づくり推進機構を全都道府県に設置することなどによりまして、高齢者の生きがい対策を推進すること等の事業を実施することといたしております。平成二年度より事業の推進に努めてまいつて、平成二年でございますが、事業の第一年度目に当たります平成三年度におきましては、国費ベースで平成二年度に比べまして約五百億円増の千四百億円といたしております。中身いたしまして、ホームヘルパーの増員、デイサービス、ショートステイの拡充等在宅福祉サービスの充実や、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設整備等を進めることといたしております。今後とも目標達成に向けまして事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石破委員 総論的なことを幾つかお尋ねをいたしておきたいと思います。

大臣のお話の中にもございましたが、一体日本型福祉とは何ぞやということをございます。高負

八、イギリスが五三・九、フランスが六一・五、スウェーデンが七三・三、こういう数字が出てきて、じゃそれに比して日本はどうなのか、こういう議論がなされるかと思います。ただ、単に外國との数字を比べてもそれは余り意味のない話で、要するにどれだけの負担をしてどれだけの福祉が行われるのか、逆に言えばどれだけの福祉をするためにはどれだけの負担が必要なのか、日本の場合にはどうなんですかという話をしないかねばならぬだろう。つまり、社会保障の中身がどうであって、それに応じていかなる負担をするかというお話を国民全体でコンセンサスを得ておかないと、これから先は大変ぐあいが悪いことになるんじやないかというふうに思つておるところでございます。

第二臨調ですか新行革審ですか、ああいうところでは何が言わされているかといいますと、ピーク時であつても国民の負担率は四〇%台後半におさめるというふうに言われているわけでありますが、しかし、このまま行けば二十一世紀には間違いなく五〇%を超えるだらうというふうに予想されておるわけですね。ですから、日本型福祉というものは本当にどういうものを目指し、どういう形で国民に理解を得ようとしておられるか、そのことについてお尋ねいたします。

○下条国務大臣 これは大変難しいお話をだと思いますけれども、基本的には日本は憲法第二十五条によつて国民がひとしく権利を持つて生活ができる、こういう基本的な条件が示されているわけでござりますので、どんな場所においてもどんな形にあつても、その状態、状態に応じてそれぞれの方々が生活ができる、また、健康な生活が保障される、こういうことがベースで私は考えていいかなればならないと思います。

そういうことから、先ほど来お話を出ておりまされ、また、長寿を全うされるということの条件を整えることがもちろん必要でござりますけれども、そのお年寄りの中には、御病気とかあるいは

八、イギリスが五三・九、フランスが六一・五、スウェーデンが七三・三、こういう数字が出てきて、じゃ、それに比して日本はどうなのが、こういう議論がなされるかと思います。ただ、単に外國との数字を比べてもそれは余り意味のない話で、要するにどれだけの負担をしてどれだけの福祉が行われるのか、逆に言えばどれだけの福祉をするためにはどれだけの負担が必要なのか、日本の場合にはどうなんですかという話をしていくかねばならぬだろう。つまり、社会保障の中身がどうであって、それに応じていかなる負担をするかと、いうお話を国民全体でコンセンサスを得ておかないと、これから先は大変ぐあいが悪いことになるんじやないかというふうに思つておるところでございますが、しかし、このまま行けば二十一世紀には

その他介護を必要とされる方が、ある場合には、これは健康な人たちの負担の中で、あるいは週方ににおける蓄積の中で、その方々が介護を十分受けられるような条件を整える。あるいはまた若い方々については、やはりこれから後を継いでいくわけありますので、健やかに生み育てる条件を整えていくことにも必要でありますし、あるいはまたお体の御不自由な方に対しては、これは健康な人たちが同じ世代に生きる者としての応分の御協力を申し上げて、温かい手を差し伸べていくような条件を整えなければならないというよはうなことなど、全般にわたりまして、くどいようございますが、保健、医療、福祉、全般にわたくつての行き届いた施策がしみ透るような形での社会づくりといふことがねらいであるうと思います。それを実現するためには、もちろんそれぞれの負担をしていただくということに相なるうと思いますが、その負担につきましては、今おつしゃつたように国民負担率という形で評価されることが一つのめどにはなっておりります。

その他介護を必要とされる方がある場合には、これは健康な人たちの負担の中で、あるいは過去における蓄積の中でも、その方が介護を十分受けられるような条件を整える。あるいはまた若い方々についてでは、やはりこれから後を継いでいくわけになりますので、健やかに生み育てる条件を整えていくことも必要でありますし、あるいはまた、お体の御不自由な方に対しても、これは健康な人たちが同じ世代に生きる者としての部分の御協力を申し上げて、温かい手を差し伸べていくような条件を整えなければならないというようないいことなど、全般にわたりまして、くどいようですが、保健、医療、福祉、全般にわたりての行き届いた施策がしみ透るような形での社会づくりといふことがねらいであろうと思います。それを実現するためには、もちろんそれぞれの負担をしていただくということに相なるうと思いまますが、その負担につきましては、今おっしゃつたように国民負担率という形で評価されることが一つのめどにはなつております。

充実をさせねばならないし、経済の活力も維持をさせねばならない。非常に難しいことだと思っております。日本型福祉というものを実現するためには、ぜひともこれから先もお力を尽くしていただきたいと思うところでございます。

さて次に、消費税につきまして若干のお尋ねをいたしたいと存します。

つまり、消費税を導入いたしますときの、私も大変評判が悪かった消費税、国民の皆様方からしかられ、しかられ、選舉においては同志の多くを失い、大変に困難をきわめて実現をした、犠牲を払つて実現をした消費税でありました。消費税を導入しますときに私どもが国民の皆様方に申し上げたのは、これから先は高齢化社会がやつてまいりますよ、ついては負担はふえますよ、そのため広く薄く、国民みんなで分担をしていく、高齢化社会はみんなで支えるんだから、だれに負担が偏ることもない消費税を導入をさせてくださいといふことでお願ひをいたしたはずであります。

最近、消費税というのは定着をしたように思います。定着をしたのは、なれちやつたということがほとんどなのであります。もう実際はそんなにややこしくもないね、負担も高くなないね、国民の間に定着したねということではあります。しかし、定着したから消費税はこれでいいんだといふものではないでしよう。最初私どもが選舉のときに申し上げたように、国民の皆様方に訴えかけたように、これから先は高齢化社会が来る、そのための消費税なんだということをもう一度認識をする必要があろうというふうに思つております。消費税を導入したんだから福祉は確かに向上したねという形を国民の皆様方に示すことが政治をする者の一つの責任なのかなという気はいたしておりますところでございます。

さて、これから先の、現在でもそうですが、社会保障において消費税の果たしておる、また果たすべき役割、そのことについてお伺いをいたしました。税をそのまま目的税にすることがいいかどうかと

○渡辺説明員 お答えをさせていただきます。

消費税は、先生御指摘のとおり、高齢化社会への対応、負担の公平の確保、個別間接税制度の問題の解消、こういった観点から創設されたものでございますが、それを社会保障のための目的税化するかどうかということにつきましては、先生御承知のとおり種々の御議論がありました結果、現在では目的税ということにはなっておらないわけでございます。

そこで、消費税の用途ということではなくて、御承知のことにはなっておらないわけでございます。

そこで、消費税を含めた税収を社会保障分野でどう生かしていくのかということでお答えをさせていただきたいと存じます。

社会保障関係費を大きく分類いたしますと、御承知のとおりに、年金等の所得保障の分野、それから医療保障の分野、それに福祉、生活衛生等の公共福祉サービスの分野がございます。

所得保障あるいは医療保障の分野におきましては、健康の自己責任、さらには負担と給付の公平といった観点から、保険料を中心とした社会保障システムで運営をしておりまし、今後も受益と負担の対応関係が明確なこの方式を基本としていくべきものというふうに考えております。したがいまして、消費税を含む税収は、福祉等の公共

がいまして、本題に移りますが、老健法の審議に当たりまして幾つかのポイントをお尋ねをいたしたいと思います。

このような考え方から、政府といたしまして

は、この消費税が高齢化社会の進展等に備える趣

旨で導入されましたことを踏まえまして、先ほどお話を出ておりました「高齢者保健福祉推進計画

年戦略」を策定いたしまして、各年度の予算編成においてその着実な推進を図ることを初めといつたしまして、高齢化に対応した公共福祉サービスの充実に努めてきているところでございます。

○石破委員 確かにこれは目的税ではないわけでありますから、その使途が牽連性を持つというこ

とに相ならないのであります。また、消費

税をそのまま目的税にすることがいいかどうかと

いうのはいろいろな議論のある話であります。つまり、税収の伸びなるものと医療費の伸びなるものがバラレルではないわけですから、消費税をそのまま目的税にすることが福祉の増進に資すると言えれば、決して一概にそう言えるものでもないと言えます。

今大蔵省の見解を承ったわけですが、下条大臣、税の専門家でもいらっしゃいますけれども、御見解があれば一言承りたいと存じます。

○下条国務大臣 ただいまの消費税に関する答弁を、大蔵省の主計官の方から申し上げましたけれども、私も同じような考え方でございます。

○石破委員 消費税を導入をするときに、とにかくもあれだけ大議論があつた。定着をしたからといってこれをもう忘れてもいいというものではない。目的税ではないわけであります。国民の皆様方に本当に広く薄く御負担をいたいたか

らには、目に見て福祉がよくなつたということはやはり責任として必要なことではなかろうかとお願いをいたしたいと思います。

さて、本題に移りますが、老健法の審議に当たりまして幾つかのポイントをお尋ねをいたしたいと存じます。

高齢化に伴いまして老人医療の必要性はますますふえる、高まる、それは確かであります。ただ、六十三年度に四兆八千億、元年度に五兆五千億、二年度は六兆円を医療費は超える、「二十一世紀には十六兆円」というふうにも予想をされておるわけであります。総医療費の伸びは5%から6%であります。老人医療費の伸びと云うのは9%から10%になつていくわけでありますね。そうしますと、今後の老人医療のあり方、老人医療費は国民でどのように負担をするのか、老人にふさわしい医療というのは一体何なのか、そういう基本的な認識を確認をしておきませんと、個々の制度だけあれやこれや議論をしてみて

お話しの出でおりました「高齢者保健福祉推進計画」を策定いたしまして、各年度の予算編成においてその着実な推進を図ることを初めといつたしまして、高齢化に対応した公共福祉サービスの充実に努めてきているところでございます。

このように思つてお伺いをいたしました。

このように思つてお伺いをいたしました。このように思つてお伺いをいたしました。

このように思つてお伺いをいたしました。このように思つてお伺いをいたしました。

このように思つてお伺いをいたしました。このように思つてお伺いをいたしました。

今後の老人医療の運営につきまして基本的な御認識を承りたいと存じます。

○下条国務大臣 老人医療の問題についてのお尋ねでございますけれども、先ほど来申し上げておられますように、国民がひとしく健康で安心した老

いたい、このように考えておるわけでございます。また、そのために老人保健制度の長期的な安定を図つていくかというごことでお答えをさせていただきたいと存じます。

○石破委員 さて次に、だれが負担すべきかといふお話をございます。

今回の改正というのは、パンフレットを見ますと、「現役世代の負担軽減を目指して」、こういう

サブタイトルが付されておる。それはそれで大事なことだと思います。

例えば私の選挙区鳥取県なんというのは、全国で五本の指に入る高齢県でございます。かわいそ

うなのは、おじいさんとおばあさんと二人で暮らすのですが、私が死んだらおじいさんの面倒、おばあさんの面倒はだれが見てくれるの、だれがみ

とつてくれるのみみたいなお話をあります。まことにかわいそーだなという気がするのですね。また、長男だから田舎にいなさい、長男の嫁だから田舎に来なさいということになるわけであります。

あさんの面倒はだれが見てくれるの、だれがみ

とつてくれるのみみたいなお話をあります。まことにかわいそーだなという気がするのですね。また、長男の嫁だから田舎にいなさい、長男の嫁だから田舎に来なさい、長男なりと云うのを地方はたくさん抱えて、医療費は非常に多いんだ。ところが、確かに満員電車で通うのかもしれないし、家はウサギ小屋なのかもしれないし、勤務条件は劣悪なのかも知れないけれども、都会に出た次男なり三男なりというのは、健康保険組合に入つておつて安価で負担で、土曜は休みで日曜は休みで、長男は確かに田舎の家はもう少しいませんが、そんなもの今売れやしませんわね。田舎の家だって土

地だってそんな山奥なんて売れやせぬのです。そして、なぜ田舎の高齢者の多いところは健康保険に入つておって病気になる人も少なくて負担が少ないのかというような、地域間のバランスを失しておるというようなことがあるような気がしておるのであります。このことにつきましてはいかがでございましょうか。

○岡光政府委員 確かに老人医療費の実態を見ますと、地域差が相当ございます。そういうた地域差の問題と、もう一つは老人医療費についての地域間の負担のアンバランスの問題と、この二つの問題があるうかと思います。

先生がおっしゃいましたのは恐らく地域間の負担のアンバランスの問題だと思うのです。典型的におっしゃいましたように、都市部ではまさに若い人が多くて、そして農村部というのでしようと、地方では高齢化も高いし、それから国保の加入率も高いということで、そちらの方の老人医療費が保険グループとしてはかかっておる。その辺の問題の調整として、まさに今の老人保健制度では一〇〇%按分ということで、それぞれの保険グループでひとしくお年寄りを抱えるという、支え合ふんだという、そういう仕組みにしたわけですが、いまして、そういう仕組みにした結果がそのような地域間の負担のアンバランスを調整する役割を果たしているんじゃないだろうか、そのように認識をしております。

○下条国務大臣 ちょっと補足をさせていただきたいたいと思うのですけれども、今ちょうど手元にあります老人の人口比をちょっと見てみましたら、鳥取は六十五歳以上の人口が平成元年の統計で一五・五%でございますね。これは全国の平均が一・六でありますから、高齢化は余計進んでいるということをございますが、ちょっと手前みそになつて恐縮でありますけれども、私の長野県の方も同じく一五・五で、ほぼ同じでございます。そして、医療費は長野県は全国で一番低いということこ

とになつておりますので、これは必ずしもバラードに結びつかない。例えば北海道は非常に多いところで、低いところの問題につきましても、今後の課題として研究してみたいと思つております。  
○石破委員 それでは、別の立場に立つて考えて考えてみますと、今部長からお話をありましたように、老人保健制度というのは、健保の負担によつて国保の負担を軽減し、地域間格差の是正なり、公平の実現に努めておるのだ、そういう役割も確かに持つておるのだろうと思うのです。ところが、一方で健康保険組合に言わせると、何で我々はこんなに負担をしなければいかぬのだという話になるのでしょうか。何のための健康保険組合なんだというお話が出てこようかと思うのです。  
拠出金額を見てみると、現在、各健保といふのは保険料の一七%ないし二八%，これを老人医療費に振り当てるということになるのでしょうか。これは多分十年後には五〇%ぐらいになりはせぬか、そういう予想もあるのではないかと思ひます。この辺はどうなんでしょう。そういうことがだんだんふえていきますと、実際、若い人たちが老人になつたときはだれも面倒を見てくれぬけじやない。そうではないんだけれども、自分たちちはこれだけ納めるのにもかかわらず、自分たちが老人になつたときはだれも面倒を見てくれぬじやないか、これでは余りひどいではないか。それじゃ、自分たちの出したものは自分たちで使いましようというような、これはあながち責めることはできないとは思うのですけれども、そういうような健康保険組合側からの反発というのもこれまで予想されるとは思うのです。そのことにつきましてはいかがでございましょうか。  
○岡光政府委員 おっしゃいますように、それぞれの保険グループで見た場合には、健康保険組合の場合には若い人たちで構成をされておりますので、そこへ一〇〇%按分率ということで、全国平

均的な部分を持つてください、こうなりますと、実際に抱えているのは、百人被保険者がいますと三人ぐらいしか高齢者はいないわけでございますが、平均ですと七人余り持つてください、今の時点ではそうなっておりまして、プラス四持つてから格好になります。それが現役世代に、拠出金をしなければなりませんものですから、保険料負担としてかぶさつておる。それが自分たちの医療費であれば保険料で払うのは納得できるけれども、人様のお年寄りに拠出をするのではどうもこのところが理解できませんから、保険料負担としてかぶさつておる。これが自分たちの医療費でなければいけないのではないかということで特別保健福祉事業というものを講じまして、平成三年度では一千億のその特別事業を運営を図つていきたい。また、今回の改正案ではそういう観点から若い人の理解を得ながら、若くとも実現させていただきたいと考えておりますが、そういうことを講じながら、できるだけ現役世代の御理解を得た上でこの老人保健制度の運営を図つていきたい。また、今回の改正案ではいろいろな内容として盛り込んでいきたいということを考えている次第でございます。

○石破委員 それでは、続けてお尋ねをいたします。

今回の法改正によりまして、具体的に一人一人のレベルにおろして見た場合に、どれくらいの負担減というものが考えられておるわけありますか。

○岡光政府委員 ただいま申し上げました制度改革で、それから特別保健福祉事業、合わせまして歳度ベースで総額約二千六百億円の拠出金負担の軽減になります。これを一人当たりで計算いたしましたと、健康保険組合とか共済、いわゆる労働者の場合でございますが、被保険者一人当たり年額で約六千六百円、それから国民健康保険の場合には、これは世帯当たりで保険料負担されておりま

すが、一世帯当たり年間で約三十四百円の負担効果が見込まれております。

○石破委員 それでは、次に公費の負担につきましてお尋ねをいたしたいと存じます。

今回、介護に着目した公費負担割合の引き上げということが行われている。具体的には老人保健施設ですね。この療養費が現在の三割から五割に上がる、看護婦、介護職員が多數配置された老人病院の入院医療費、これも二割から五割に上がるというふうに提案をなされておるわけであります。これは今後どのように推移をするのであります。こう。

○岡光政府委員 この程度になるだろうかというの、医療費がどう伸びるかとか、実際に今度の御提案申し上げております公費負担割合を引き上げる対象施設がどう展開していくか、それによつてどうもはつきりとした数字として申し上げられないのはござりますが、先ほども御議論ありましたような「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に基づいて、まず今回対象にしております老人保健施設につきましては、現在約三万床でござりますが、これを十年後には二十八万床にしたいということで、約十倍に伸びるわけでございます。

それから、もう一つのタイプのものといたしまして、介護体制が整った老人病院の入院医療費を公費負担の拡大対象にしておりますが、こういった介護体制の整った老人病院につきましても、その承認促進を鋭意図しているところでございます。例えば介護力強化病院ということで平成二年四月に老人診療報酬を改定いたしましてそのような制度をつくったのですが、現時点でもう百を超えた老人病院がその対象になつておる。相当の勢いでその普及が図られておりますが、そういったことが例証でございまして、そういうふた対象がどんどん整備されることによって、結果として公費の額が膨らんでいくものだというふうに理解をしております。

○石破委員 うまい話というのはどこにもないわけで、打ち出の小づちというかは世の中にならない

けで、公費がふえればそれでいいじゃないか、公費の負担をもつとふやせ、確かに耳ざわりのいい議論ではあるのです。しかし、公費といふのは何ですかというと、それは国民の負担なのであり、これが公費を納めておりますかというと、これは圧倒的に現役世代が多いわけで、公費をふやせばそれでいい、私はそういうものではなかろうと思つておるのであります。お上という全然別の世界があつて、そこがお金をじやぶじやぶ持つてきて、くれるというのだったらそういう概念も成り立つのでしょうか、ただ公費をふやせばそれでいいというわけにはならぬだろうというふうには私は思つてゐるのです。

しかし、先ほど消費税のときにも申し上げましたけれども、きちんと理念のあるものであれば公費といふのは割合はふえていくべきものではないか。無定見にふやしていくということではなくて、理念があれば公費の負担といふのはもつとふえてもいいのではないかと、いうふうに思うのです。つまり、どこまでを保険料で賄つて、どこまでを公費で見るべきかといふような基本理念の確立といふのは、今絶対に必要なことだというふうに思つておるのであります。それがない場合には、国家財政に余裕があれば公費がふえますし、国家財政に余裕がなくなれば保険料の割合がふえますよ、保険料の引き上げを行いますよ、非常に悪い言い方で言えば、場当たり的なものになつてしまふではないかという気がしておるわけであります。

の裁量によつて負担が決められてしまうのではないかといふような不安が老人にはあるのではないかといふふうに思ひますが、その点についてはどうなんでありましようか。

そしてまた、何に連動してスライドするかといふことでありますけれども、老人の医療費の伸びにスライドをするということになりますと、負担が過重なものにならないかということをお尋ねをしたい。

それから、今も部長のお話の中にございましたが、スライドがなかった今までの制度の中において老人負担の割合というものは確かに減つてきていたはずなんですね。だんだんだんだん減つてくるのでしょうか。それはどのように減つてきたのでしょうかね。老人の自己負担率というのは、今回三・一から五になると、いうふうに言われておるわけですが、今まではずつと下がってきたはず。それがどのように下がってきたのかということについてお尋ねをいたします。

○岡光政府委員 まず、どのように数字が下がってきたかというのを申し上げますと、昭和六十二一年度で三・四六%であったものが六十三年度では三・四二%、元年度には三・三%、二年年度予算では三・一%というふうに下がってきております。

それから、今度改正をお願いしたいと考えておりますスライドの方式でございますが、これは行政の裁量の入らない仕組みで、いわば租税法定主義と同じ考え方でございまして、法律の上でこの一部負担の額が改定される仕組み、改定の幅の算定方法であるとか改定の時期とか、こういったものを具体的、明確に法定することにしておりまして、やはり負担をお願いするという考え方からしますと、租税法定主義の考え方で整理をしなければならない。いわば税の負担をお願いすると同じように、その仕組みについてすべて法律で書き込むということを今度の法律改正ではお願いをしているところでございます。

毎年のスライドによって負担増になるのではないかということでおざいますが、例えば過去五年

間の老人医療費の全体の伸びは、平均を出してみると約九%でございます。それが今回の仕組みでは、入院一日当たりの診療費であるとか外来一単位当たりの診療費ということで、いわば医療費の単価のふえる部分を考えているわけでございまして。つまり、お年寄りの頭数がふえる部分を外しまして、一人当たりの単価がふえる部分を考えてございまして、その五年間の平均伸び率を申し上げますと、入院の一日前たりでは二・

五%、それから外来の一件当たりでは三%でございまして、今回お願いをしておりますのは一・五%なりあるいは三%なり、この伸び率を使ってスライドをお願いしたいということございまして、そういったものは、年金のスライドであるとか、そういったお年寄りの消費生活の実情、その消費の伸びであるとか、そういったものとのバランスは決して欠けてないものだ、バランスはとれているのではないだらうか、そう考えておりますので、過重な負担にはならないというふうに私どもは見ていくところでございます。

○石破委員 そうしますと、自己負担率は五%というのが大体維持されると見てよろしいわけですが。

○岡光政府委員 おっしゃるとおりでございます。要するに、単価の伸びに、あとは受診率の伸びとかいう要素が加わりますので、結果としては五%程度のレベルが維持できるだらうというふうに見ております。

○石破委員 それでは、先ほど大臣が補足してお話ししたいたことにも関連するのであります。が、大事なことはもう一つあって、元気なお年寄りづくりくりとというのが大事だと思うのですね。老人医療費の伸びを抑えることというのが何も目的ではないわけでありまして、結果としてそうなるわけでありますけれども、元気なお年寄りといふのはどうすればつくれるのかということも考えていく必要があるだろうと思う。北海道が確かに一番高くて、これは気候が寒冷であるから高いのではないかとか、労働がきついから高いのではないか

とかいろいろお話をあるが、では東北は高いのか  
といえばそうでもないですね。しかし、老人医  
療費平均五十万とかいいますね。一番高いところ  
は百万円、一番少ないところは十万円、このばら  
きは、やはり何か要因があるとしか考えられな  
わけであります。気候、風土、医療機関の有り  
云々、いろいろな要因があろうかとは思いますが  
れども、元気なお年寄りをつくるために、そ  
うことをもう一度積極的に分析、検討してみる必要

○岡光政府委員 まず、地域間格差の原因あるいはそれへの対処方針ということをございます。まず原因は、先生も今おっしゃいましたように、端的には人口の年齢構成の差が一つございまして、それから供給体制の問題としまして、人一人一万なりあるいは十万対比の病床数の違い、そこから医療機関側の診療パターンの違いというのを言えると思います。それから、住民側にとりましては、住民に対する保健事業がどのように展開されているかということと、あるいは、住民側そのものの生活習慣とか健康に対する意識とか受診意動とか、こういったものが複雑に絡み合っているというふうに見ております。北海道の例をおつしやいましたが、北海道の例は、入院期間が非常に長いというのが医療費を押し上げている典型的な原因だというふうに私どもは分析をしているところでございます。

こういったことにどう対応するかということですが、これはもう社会構造の問題でございますので、それは全体として対応しなければいけません

し、地域間の財政調整的なことをやらなければいけないだろう。それから、病床の違いにつきましては、これは地域医療計画等によりましてそういった整備の関係を調整するということと同時に、医療供給側の非能率な点を解消しなければいけない、したがって、医療機関の連携であるとかそのほかの社会資源との連携、調整、そういうことを展開していくかなければならないと思つております。

それから、住民に対する保健事業につきましては、昨年でございますが老人福祉法の改正をお願いしまして、平成五年四月から市町村で保健福祉計画をつくることになります。それぞれの市町村に応じて適切な保健なり福祉のサービスが展開されるようにということをお願いしようと思つておりますが、そういったことを促進をす。それから、住民に対する健康に対する意識啓発を行っていく。こんなふうなことを総合的に対応して、最も適切な結果が出るように私ども誘導していく。きたいというふうに考えております。

○石破委員 これは聞いた話で本当にどうかわからりませんが、ある老人クラブの話を聞きますと、一年間お医者にからなかつたら海外旅行に行かせてあげるなんということを言いますと、医者にかかる割合ががたんと減つて医療費がほとんどかかりなかつたというような話を聞いたことがござりますけれども、いろいろな知恵があるだらうとは思うのですね。話し相手がないからお医者さんに行きます、それも確かに大事なことなのかもしないけれども、医療費を減らす、そのことが自己目的ではないのだけれども、いろいろな知恵をこれから先も出す必要があるし、施策については今後も積極的な取り組みをお願いしたいといふふうに思います。

時間がございませんので先を急ぎますが、次に、今後の大きな流れといたしましては、在宅医療の重要性というのが取り上げられるかと思います。

本改正案には老人訪問看護制度というののが盛り

込まれるわけありますけれども、これは今後どのような役割を果たすのでありますか。そしてまた、それがどの地域にも普及をして、どこの地域の人でも公平に受けられるということが必要ではないかというふうに思いますけれども、そのことに対しましての施策はいかなるものでありますか。

○岡光政府委員 まさに在宅で、自分のうちで、あるいは住みなれた地域で生活を続けたい、そして生活の質の確保を図りたいということは、個人からも要望がありますし、施策としても進めなければいけないと考えております。そういう意味で在宅対策の整備を進めておるところでございますが、今回御提案をしております老人訪問看護制度も、そういった在宅の要介護老人が在宅での生活が送れるように、そして、より高い生活の質が確保できるようにとということをねらつておるところでございます。

これからどういうふうに展開をしていくかということでおざいますが、私ども、大体訪問看護ステーションの数は全国で約五千カ所程度になるんじゃないだろうか、そのようなことを念頭に置きまして、地域の需要を考えながら全国的にそういったサービスが均てんして展開されるよう整備を図つていきたと考えております。

○石破委員 そのための人材の確保なのであります。

今、看護婦さんが足りない、足りないと言われている。それは、夜勤があるからとてもできないとか、子供を持ったたらとても勤められませんわ、だけれども、もし勤務が楽な体制であれば働きたいと思っておる潜在的な看護婦の免許を持つ人たちもいると思うのですね。そういう人たちも含めて、どのようにその人材の確保をしていかれるのか、お見通しについて。

○岡光政府委員 潜在の看護婦さんは、三十万とも四十万ともいらっしゃるというふうに聞かされております。この五千カ所のステーションを動かしていくためにはもっと少ないオーダーで対応で

きるというふうに考えておりますので、特に潜在をしておる看護婦さんを対象にその発掘をして、そのマンパワーを整えたいというふうに考えております。

○石破委員 それでは、今回の改正のもう一つの点でござります、初老痴呆の状態にある者の老人保健施設の利用ということが今回可能になるわけであります。この場合に、その概要、それからその対象者数はどれぐらいののかということについて、お尋ねをいたしたい。そしてまた、もう一つは、初老痴呆というのはなまじ、なまじと言つてはいけないかもしないが元気なだけに、そのケアというの非常に大変なものがあるだろうといふうに思つておりますが、そういう人が入つてこられて老人保健施設というの本当に対応ができるのかということにつきましてはいかがでありますか。

○岡光政府委員 六十五歳未満の初老痴呆患者は、現在約一万三千人いるのではないかというふうに推計をしております。その人たちが今度対象に拡大したいと思つております老人保健施設に入れる、その対象予想数でございますが、約千人程度ではないだろうか、そのふうに考えておりました。そのための準備を図つていきたと考えております。

○石破委員 そのための入所の確保なのであります。

今、看護婦さんが足りない、足りないと言われている。それは、夜勤があるからとてもできないとか、子供を持ったたらとても勤められませんわ、だけれども、もし勤務が楽な体制であれば働きたいと思っておる潜在的な看護婦の免許を持つ人たちもいると思うのですね。そういう人たちも含めて、どのようにその人材の確保をしていかれるのか、お見通しについて。

○岡光政府委員 潜在の看護婦さんは、三十万とも四十万ともいらっしゃるというふうに聞かされております。この五千カ所のステーションを動かしていくためにはもっと少ないオーダーで対応で

きるというふうに思つておるのも口当たりよく約束をして耳であります。この場合に、その概要、それからその対象者数はどれぐらいののかといふうに思つてはいけないかもしないが元気なだけに、そのケアというの非常に大変なものがあるだろうといふうに思つておりますが、そういう人が入つてこられて老人保健施設というの本当に対応ができるのかということにつきましてはいかがでありますか。

○岡光政府委員 六十五歳未満の初老痴呆患者は、現在約一万三千人いるのではないかといふうに推計をしております。その人たちが今度対象に拡大したいと思つております老人保健施設に入れる、その対象予想数でございますが、約千人程度ではないだろうか、そのふうに考えておりました。そのための準備を図つていきたと考えております。

○石破委員 それでは、時間が参りましたので、最後に締めくくりをさせていただきたいと思います。

私は、こういう福祉というのが政争の具に使われて、いろいろな考え方によつて、例えば前の老健法の改正が選挙でつぶれてしまつたようなことを思つております。たとえ選挙に不利であつても、自分の党にとつて不利であつても、二十一世紀、高齢化が進展します社会保障の確立のためには正しい選択というのをしていかねばならぬだろう。

一方で考えながらも、また、安定した長期の制度を維持していくという観点から、若い方々の御負担もほどほどにしていかなきやならないというこの権衡を考えながら、制度を確実なものにしていくというような見地で、今回の改正をお願いしているわけでございます。先生からのいろいろな御所見、非常に重要なポイントを含んでおります。

○浜田委員長 次回は、来る十六日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「平成三年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「平成三年十月一日」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定は、平成三年四月一日から適用する。

○下条国務大臣 長寿社会に備えて今回の老人保健法の改正をお願いしているわけでございますが、この問題に対してものただいまの委員のお考え、全く同感でございます。

私たち、長い中長期の見通しの中で、長寿の社会を支えていくということで、お年寄りの方々の医療の問題あるいはまた介護の問題の充実等を